

新潟県労働金庫 ディスクロージャー誌

ROKIN DISCLOSURE

2026





contents | 目次 |

事業方針

- 02 ろうきんの理念と基本姿勢
- 03 中期経営計画
- 04 2026年度事業計画
- 05 お客様本位の業務運営に関する取組方針および取組状況

業績ハイライト

- 07 事業の概況

社会的役割の発揮と貢献活動

- 08 CSR(企業の社会的責任)への取組み
- 08 福祉金融機関としての取組み
- 10 地域社会のために
- 13 環境のために

営業のご案内

- 14 預金商品のご案内
- 15 融資商品のご案内
- 17 資産運用商品のご案内
- 17 各種業務・サービスのご案内

組織

- 18 組織・機構

各種管理態勢

- 20 コンプライアンス(法令等遵守)の態勢
- 22 お客様保護の態勢
- 23 リスク管理の態勢

財務データ

- 26 財務諸表
- 32 自己資本の充実の状況(単体)
- 47 業務実績
- 51 連結情報

店舗のご案内

- 52 店舗・プラザおよびATMのご案内
- 53 店舗外ATMのご案内
- 53 索引(法定開示項目別)

当金庫の概要

2025年度末(2026年3月31日)現在

名 称	新潟県労働金庫(略称: ろうきん)
本 店 所 在 地	新潟市中央区寄居町332番地38
創 立	1952年6月7日
出 資 金	47億6,175万円
店 舗 数	27店舗(出張所・インターネット支店含む)
常勤役員数	502人
団 体 会 員 数	1,728会員
間 接 構 成 員 数	205,591人
預 金 残 高	8,887億円
融 資 残 高	3,956億円

ホームページ

<https://www.niigata-rokin.or.jp>



ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

ろうきんは、 働く仲間がつくった 金融機関です

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために設立した金融機関であり、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

ろうきんは、 営利を目的としない 金融機関です

〈ろうきん〉は「労働金庫法」に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営され、働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。

ろうきんは、 生活者本位に考える 金融機関です

働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利」「会員直接奉仕と会員平等」「政治的中立」の三原則に基づき、年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の三原則



労働金庫法

- 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
- 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

中期経営計画

「中期経営計画2026」は、ろうきんの理念および、ろうきんの存在意義を「はたらく人とその家族の夢としあわせな暮らしの実現～共感と信頼の力で/会員・地域の仲間とともに～」とした、ろうきんビジョン2035の具現化に向けた方針であり、2026年度からの3カ年計画として策定しました。

本中期経営計画では、はたらく人の生活向上を目的に、事業の主軸となる「職員」「パートナー」「経営基盤」の3要素を基本方針の柱に据え、同時に生産性の向上に取り組むこととしています。3要素が互いに影響し合い、関連性を深めるほどに、新潟ろうきんの提供価値や存在価値は高まり、新潟ろうきん“らしさ”が発揮されると定義しています。計画を着実に実行し、会員・地域・お客様から一層必要とされる存在となるよう取り組んでまいります。

● **期間** 2026年4月1日～2029年3月31日

ろうきんの理念

ろうきんビジョン2035
～共感と協創～

存在意義(パーパス)

はたらく人とその家族の夢としあわせな暮らしの実現
～共感と信頼の力で/会員・地域の仲間とともに～

提供価値(バリュー)

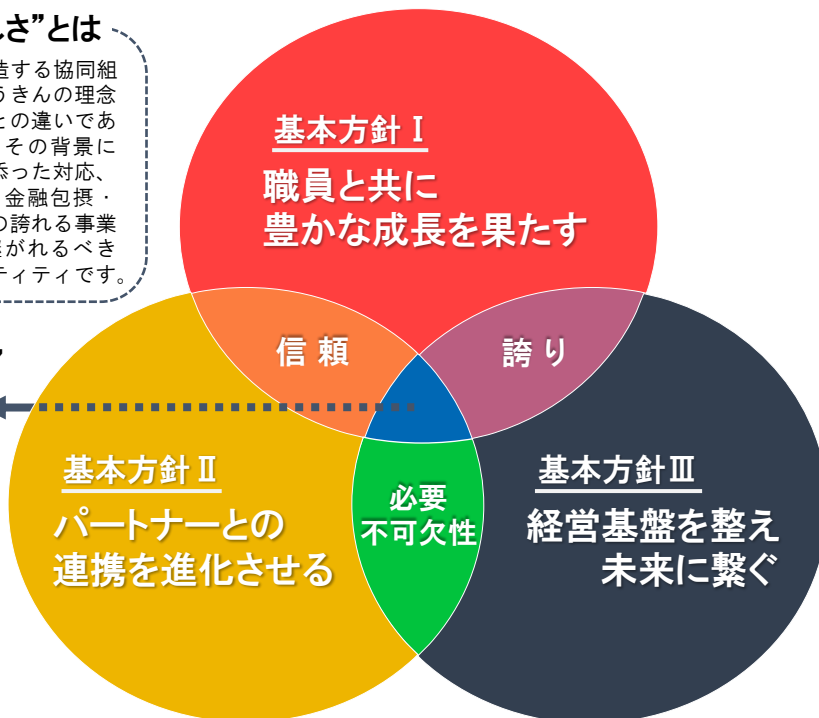
はたらく人とその家族の生涯に寄り添い、
一人ひとりの様々な課題に真摯に向き合い解決する

● 基本方針

新潟ろうきん“らしさ”とは

「働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関」。ろうきんの理念に込められた想いが銀行との違いであり、はたらく人の生活とその背景にある想いを思慮した寄り添った対応、意思のあるお金の循環・金融包摂・地域社会の課題解決などの誇れる事業活動こそ、次代に受け継がれるべき新潟ろうきんのアイデンティティです。

・新潟ろうきん“らしさ”
・新潟ろうきんの
存在価値



共通事項

会員・地域への更なる貢献に向け**生産性**を高める

〈中期経営計画2026で取り組む【生産性向上】3つの戦略〉
組織体制の見直し・チャネル戦略・業務改革

2026年度事業計画

はたらく人の夢と共感を創造する勤労者福祉金融機関として、今後もお客様から信頼され、必要とされる金融機関であり続けることをめざして、「中期経営計画2026」に基づき、次の施策を展開してまいります。

基本方針Ⅰ **職員**と共に豊かな成長を果たす

課題1. 職員のウェルビーイング向上

主な観点/テーマ ⇒ 人材育成・職場風土

ウェルビーイング(well-being)とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態(※)であることです。

※良好な人間関係、周囲からサポートを受けられる環境、所属する社会やコミュニティへの貢献、地域社会との繋がり等を有しており、個人が社会の中で幸福感や満足感を感じることができる状態。

ウェルビーイングの向上は、職員と金庫が共に成長を「探究」していくための基礎となります。

基本方針Ⅱ **パートナー**との連携を進化させる

課題1. 独自性を活かした付加価値の創出

主な観点/テーマ ⇒ 会員・推進機構・地域・生協・関連団体

課題2. 共感を呼ぶ行き届いた金融サポート

主な観点/テーマ ⇒ 金融サポート

基本方針Ⅲ **経営基盤**を整え未来に繋ぐ

課題1. 預金残高の確保と融資残高の伸長

主な観点/テーマ ⇒ 預金確保・融資伸長

課題2. 金融機関としての堅確な業務運営

主な観点/テーマ ⇒ コンプライアンス・経営管理態勢/リスク管理の高度化・収益/コスト対策

はたらく人の資産形成を支援するため、個人預金および運用資産(iDeCo、投資信託、NISA、国債等)の総計である『個人金融資産』の増加に取り組めます。

また、資金運用収益の柱となる〈融資〉は、市場動態を勘案しながら適時適切な対策を講じ、伸長を目指します。

共通事項 **会員・地域への更なる貢献に向け生産性を高める**

(1)組織体制の見直し

(2)チャネル戦略

(3)業務改革

すべての基本方針「職員」「パートナー」「経営基盤」は、職員や各部店の生産性の向上なくしては成り立たず、限られた経営資源を最大限活用するために3つの戦略に取り組めます。

お客様本位の業務運営に関する取組方針および取組状況

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これらの原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈新潟ろうきん〉は、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、2017年12月に「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表しました。「ろうきんの理念」のもと、以下の取組方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1 お客様本位の業務運営に関する取組方針の策定・公表

- (1) 当金庫はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2024年9月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」(以下、「本方針」という)を策定します。
- (2) 本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- (3) 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

2 お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

- (1) 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において、法令や内部規程を厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- (2) お客様が最善の利益を得られるよう、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供してまいります。
- (3) お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本にご提案させていただきます。
- (4) 金融商品の販売チャネルの多様化、ご相談体制の拡充など、お客様の利便性が向上するための施策を進めます。

3 利益相反を適切に管理する取組み

- (1) 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するため、「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の正当な利益を確保するための適切な管理を行っています。
- (2) 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインアップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

4 手数料等に係る情報提供の取組み

- (1) 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料やその他の費用について、わかりやすく丁寧な説明を行います。
- (2) 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

5 お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- (1) 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った情報提供をわかりやすく丁寧に行います。
 - (2) 会員・企業などにおいて、ライフプランセミナーを開催し、各ライフステージで必要とされる資金や、計画的な資産形成など、お客様の生活を生涯にわたってサポートするための情報提供を行います。
 - (3) ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に対応いたします。
 - (4) ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。
 - (5) 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。
- (注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

6 お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

- (1) 当金庫は、お客様の健全な生活設計を支援するため、子育てや教育、マイホーム、セカンドライフなど、ライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、お客様の資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ライフプランを踏まえたニーズなどを確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った、適切な説明・提案を誠実にいたします。
- (2) お客様一人ひとりのライフプランに基づく的確なコンサルティングを行うため、職員の業務知識・スキルの向上をはかり、プロフェッショナルとして専門性を高めていきます。
- (3) 多様化・高度化するお客様のニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。
- (4) 金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- (5) お客様への適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集指針」「保険募集指針」等を定めています。これらの方針等は、ホームページに掲載し、公表しています。
- (6) 当金庫は、金融商品の複雑さやリスク等の特性等に応じて、お客様の属性や反応等(個人情報を除く)を金融商品の組成に携わる金融事業者に情報提供し、製販全体としてお客様の最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に取組みます。
- (7) 当金庫は、選定する金融商品において、金融商品の組成に携わる金融事業者におけるプロダクトガバナンスの実効性を確保するため、商品組成に関する取組みを検証し、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、商品選定を行います。
- (8) 当金庫は、「金融商品の組成に携わる金融事業者」に該当しません。

7 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

- (1) 当金庫は、お客様本位の業務運営を着実に実践していくため、研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取組んでまいります。
- (2) 当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

◆長期的・安定的な資産形成のご提案状況

● 税制面のメリットを活かせる長期積立の手段として、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」と「NISA」をお勧めしています。

● 2026年3月末時点におきまして、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」のご契約件数は8,150件、「NISA」のご契約件数は4,311件となっています。

● 投資信託のご購入を検討されるお客様に対し、期間分散の観点から「定時定額購入」をご提案しています。

● 2026年3月末時点におきまして、投資信託口座を保有するお客様のうち、定時定額購入をご契約されているお客様は78.9%となっています。

商品制度	契約件数
iDeCo	8,150件
NISA	4,311件

定時定額購入とは？

口座からの自動引落しにより、定期的に同一の商品を定額購入する方法です。定期的に一定金額を一定の期間、継続的に購入する投資手法はドル・コスト平均法とよばれ、基準価額が低いときには購入口数が多く、基準価額が高いときには購入口数が少なくなります。一定の口数ずつ購入する場合に比べ、平均買付コストを低く抑える効果が期待できます。

◆お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組状況

● 資産形成や金融トラブル防止など、幅広いテーマで金融知識向上に役立つセミナーを積極的に開催しています。

● 2025年度の各種セミナー開催回数は、2,798回となっています。

※取組状況の詳細は、ホームページをご覧ください。

事業の概況

2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)

2025年度につきましては、「中期経営計画2023」に基づき、全ての会員とのつながりを一層強めることで運動基盤をより強化するとともに、勤労者一人ひとりに寄り添った“ろうきんらしい”相談・提案活動の実践を通じて、ろうきんの役割を発揮し、事業を持続させるために必要な収益確保につとめてきました。

また、勤労者を取り巻く状況が厳しさを増すなか、働く人の夢と共感を創造する勤労者福祉金融機関として、会員構成員から信頼され、必要とされる金庫であり続けることを目指して、事業を展開してきました。

会員数・出資金

団体会員は、期中74会員減少して1,728会員となり、間接構成員は205,591人となりました。

また、個人会員は2,910会員となりました。

出資金の期末残高は、9百万円減少して47億61百万円となりました。

損益

ろうきんは営利を目的としない金融機関ですが、適正利益を確保しながら、より良いサービスの提供や社会貢献活動を継続的にを行っています。

2025年度の当期純利益は13億22百万円となりました。

預金

預金残高は109億8百万円減少し、8,887億50百万円となりました。

このうち個人預金(譲渡性預金除く)は102億70百万円減少し、8,423億3百万円となりました。

自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示す指標で、国内業務のみを行う金融機関は4%以上(国内基準)であることが求められています。

当金庫の自己資本比率は18.36%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

貸出金

新潟ろうきんの貸出金は、その99%以上が、住宅や車の購入、お子様の教育資金など、働く人たちのために役立てられています。

貸出金残高は53億13百万円増加し、3,956億96百万円となりました。

主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度
経常収益	13,246	11,984	10,782	10,604	10,129
経常利益	2,081	2,581	2,411	2,349	2,351
当期純利益	1,322	1,889	1,764	1,731	1,800
純資産額	86,856	81,596	83,257	74,688	76,783
総資産額	982,695	991,462	989,953	984,430	973,605
預金積金残高	878,299	888,663	892,959	895,556	881,406
譲渡性預金残高	10,450	10,994	6,464	5,777	10,151
貸出金残高	395,696	390,383	382,444	377,158	377,188
有価証券残高	168,426	131,611	118,704	106,142	100,083
出資総額	4,761	4,770	4,773	4,780	4,942
出資総口数(口)	4,761,756	4,770,944	4,773,002	4,780,856	4,942,743
出資に対する配当金	142	143	143	143	148
職員数(人)	497	441	449	451	454
単体自己資本比率(%)	18.36	18.69	16.94	16.75	16.83

(注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

3. 2025年度から、準職員を職員数に含めています。

CSR(企業の社会的責任)への取組み

新潟ろうきんは、福祉金融機関としての役割を果たし、会員・お客様・地域社会などから、信頼される金融機関であり続けるため、「CSR基本方針」に基づき、働く人たちの生活向上に向けた生活応援運動の展開や、NPO団体等への支援、地域社会への貢献活動のほか、環境への負荷軽減や持続可能な地域社会づくりに役立つ活動などに積極的に取り組んでいます。

■ CSR基本方針

協同組織の福祉金融機関として誠実かつ公正な事業活動を行うとともに、会員、お客様、地域社会など、当金庫のステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、相互理解のために積極的な情報開示を行います。

「相互扶助」の精神のもと、働く人たちの生活を守り、豊かにするため、時代の変化やニーズの多様化に対応した金融サービスを提供します。

働く人たちの暮らしや福祉の向上を目指し、関連団体と連携しながら、地域社会への貢献活動やNPO団体等への支援など、幅広い活動を展開します。

働く人たちが安心して生活できる社会を実現するため、環境への負荷軽減と、持続可能な地域社会づくりに寄与する活動を、継続的に取り組みます。

福祉金融機関としての取組み

生活応援運動

〈ろうきん〉は、戦後の混乱で労働者が銀行から融資を受けることが難しかった時代に、働く仲間がお金を出し合い設立した、営利を目的としない金融機関です。

働く人たちの暮らしを守り、より豊かにするため、〈ろうきん〉は、働く仲間一人ひとりと向き合い、さまざまな商品や金融サービスを通じ、生涯にわたって暮らしを応援していきます。

寄り添った相談対応

収入・ライフステージに合わせた資産形成(貯蓄・投資・年金)や、計画的なローンを提案・啓発・推進することにより、健全な生活設計を応援します。

返済サポート態勢の充実

ご返済中に収入減少、病気・怪我による不意の出費などのさまざまな出来事が生じた場合でも、迅速、丁寧な対応、効果的な解決策の提案を行います。

専門家との連携

多重債務やマネートラブルを抱えている方には、弁護士や司法書士と連携しながら最適な解決方法を探し、生活改善をはかります。

取組例

● 寄り添った相談対応の取組み

〈ろうきん〉では、お客様から計画的にローンをご利用いただくため、会員労働組合等を通じた学習会を開催しているほか、今後、ローン利用をご検討されているお客様に対し、ライフサイクルに合わせた無理のない資金計画や返済計画をご提案するなど、安心して融資をご利用いただくための相談活動を推進しています。

● 返済サポート態勢充実の取組み

〈ろうきん〉では、収入減少や教育資金の増加などローンご利用者の生活環境の変化に対応するため、返済期間の延長やローンの取りまとめなどお客様に合わせた家計改善のためのアドバイス等を実施し、安心して融資を継続利用いただくための提案活動を推進しています。お客様がいつでも気軽に返済の相談をいただけるよう、返済相談専用フリーダイヤル「あんしんらいん」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。



ご返済にお困りの際は、迷わず
「あんしんらいん」にお電話をお願いします。
また、〈ろうきん〉ホームページからも、
ろうきんローンに関する
返済相談を承っております。



● 多重債務防止に向けた取組み

〈ろうきん〉では、金融に関わるトラブルを未然に防止するため、次の啓発活動に取り組んでいるほか、多重債務やマネートラブルを抱えているお客様のお困りごとを解決できるよう専門家と連携した相談活動を推進しています。

- 会員組合員などを対象に、多重債務事例をもとに作成した小冊子「マネートラブルにかつ!」を活用した学習会を開催し、会員との協働による生活向上対策に取り組んでいます。
- 高校生を対象に、クレジットの仕組みや悪徳商法の手口、インターネット被害の事例紹介等をする出前授業を開催し、これから社会に巣立っていくにあたり身近に起こりうる「マネートラブル」について知ってもらう活動に取り組んでいます。

福祉金融機関としての金融商品の提供

働く人のための福祉金融機関として、金融の側面から勤労者の生活を守り、応援するための金融商品を取り揃えています。

●勤労者生活支援特別融資制度

勤務先の事情や感染症等の影響による離職・収入減少や、自然災害による生活再建のための費用負担などでお困りの方を対象にした制度です。ご利用中の〈ろうきん〉ローンの返済期間の延長や他行ローン等の借換えなどによる負担軽減にご利用いただけます。

●複数ローンの取りまとめ融資

ローン・クレジットなど複数のお借入れをご利用されている方を対象として、取りまとめによる返済額の見直しにご利用いただけます。ご利用額や返済年数に応じ、職員がお客様に最適な商品をご提案いたしますので、お気軽にご相談ください。

●離職者生活ローン(新潟県との連携)

勤務先の事情により離職された方を対象として、求職中の生活に必要な資金にご利用いただけます。

●日本学生支援機構奨学生に対する入学金融貸付制度

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸付奨学金」をご利用の方を対象として、増額奨学金交付までの間、入学時の必要な資金にご利用いただけます。

●キャリアアップ応援ローン(新潟県との連携)

新潟県が運営する「新潟県立テクノスクール」等の公共職業訓練機関へ入学が決定した方および在学中の方を対象として、生活費や各種技能検定取得に向けた教材費等にご利用いただけます。

●感染症対策勤労者生活支援特別融資制度

感染症の影響による収入減少などでお困りの方への生活支援を目的とした特別融資制度を取り扱っています。当金庫の会員組合員等の方を対象として、当面の生活資金、教育資金や住宅資金にご利用いただける制度および新潟県と連携し、当面の生活資金等としてご利用いただける制度をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

上記のほか次の商品もご用意しています。制度概要については、「融資商品のご案内」(15～16頁)をご覧ください。

●福祉マイカーローン

●福祉教育ローン

●福祉ローン

●妊活サポートローン

●求職者支援資金融資制度、技能者育成資金融資制度、リ・スキリング等教育訓練支援融資制度(国との連携)

大規模災害に対する取組み

〈ろうきん〉では、被災された皆様の生活支援として、低利な「福祉ローン」を取扱いしているほか、以下の取組みを行っています。

■融資関連の特別対応

- 大規模災害や災害救助法の適用を受けた自然災害により、ご本人またはご親族が被災された際の生活再建に必要な資金にご利用いただける「災害救援ローン」や「災害救援住宅ローン」をご用意しています。各融資制度は取扱期間がございますので、詳しくは、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。
- このほか、自然災害により被災され、住宅ローン等の返済が困難なお客様には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づいた対応を行っています。

■振込手数料の免除

〈ろうきん〉の窓口から、会員団体等が労働金庫本・支店に開設した義援金受入口座にお振込みする場合の手数料を無料にしています。なお、対象となる義援金受入口座については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

健康経営の推進

■健康経営の目的

職員の心身の健康の保持・増進はもとより、健康でいきいきとした働きがいのある職場環境を構築することで、労働生産性の向上や人材の確保、組織の活性化をすすめ、ろうきんの理念の実現や社会的役割を果たしていくことを目的としています。

■健康経営の推進体制

〈ろうきん〉では、人事部を事務局とした保健衛生委員会を設置し、健康経営施策の企画や実施、評価、改善を行っています。また、保健衛生委員会では、理事会・理事長・全国労働金庫健康保険組合・産業医・労働組合・部店長・衛生管理者等と連携して健康経営の推進に取り組んでいます。

地域社会のために

〈ろうきん〉は、人と人、人と地域をつなぐ共生社会の実現をめざしています。

地域社会がつながる寄付活動

2025年度は、〈ろうきん〉本・支店が、地域で活動する各団体との関係を深めて、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、子ども食堂や青少年の教育・福祉を担う団体など、合計60団体に対して総額309万円分の寄付・寄贈を行いました。

また、2024年度からは、全国の〈ろうきん〉が一体となって地域の活動を応援する社会貢献活動である「〈ろうきん〉働く人と子どもの明日を応援プロジェクト」に参画しています。2025年度は、子どもたちへの学習支援や相談事業などに取り組む3団体に対して総額300万円の寄付を行いました。

子どもたちの未来のために

●「いじめ見逃しゼロ県民運動」への協力

「深めよう 絆 にいがた県民会議」が実施する「いじめ見逃しゼロ県民運動」は、学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の社会性を育てると同時に、「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、それぞれの立場で児童生徒に関わることを目的としています。〈ろうきん〉は、「県民サポーター募集」活動をはじめ、全営業店にポスター等を掲示し、お客様へ「県民サポーター」登録の呼び掛けをするなど各種取組みに協力しています。



●公益財団法人新潟県交通遺児基金への寄付

2006年1月から、マイカーローンご利用1件につき100円を、公益財団法人新潟県交通遺児基金等に寄付する取組みを行っています。また、マイカーローンご利用の皆様にも50円または100円のワンコイン募金をよびかけています。

その結果、2025年度は、107万7,517円の寄付を行うことができました。また、この取組開始からの寄付総額は、1,554万4,376円となりました。

2025年度寄付金額		107万7,517円
内訳	ろうきんからの寄付	64万8,800円
	ご利用者からの寄付	42万8,717円

●青少年スポーツ事業への支援

スポーツを通じた青少年の健全育成の一翼を担い、地域社会に貢献するため、「ろうきんカップミニサッカーフェスタU-10」を開催しました。

●高校生への奨学金の給付

ろうきん
財団

経済的な事情により高等学校等への就学が困難な家庭を支援し、子どもの健全な育成をはかることを目的に、2013年度から新潟県内の高校生を対象として、給付型奨学金事業（返還義務なし）を実施しています。この事業では毎年、新一年生を対象に募集を行い、採用者に毎月1万円、3年間で36万円の奨学金を給付します。

なお、2025年度は収入等の条件を満たす応募者全員を採用することとし、新たに154名を奨学生としました。

地域のボランティア団体等への寄付活動

●社会福祉法人「新潟いのちの電話」への寄付

新潟いのちの電話は、1984年に始められたボランティアによる電話相談活動で、行政や民間の諸機関と連携して自殺予防に関する相談活動や啓発活動を行っています。

〈ろうきん〉は、同団体に対して毎年寄付を行っています。

●ろうきんえくぼの会

ろうきんえくぼの会は、〈ろうきん〉役職員が、地域福祉施設等への寄付・支援等を行うことを目的として2003年に設立した団体です。

これまでに、あしなが育英会や公益財団法人新潟県交通遺児基金、災害地等への寄付を行ってきました。これまでの寄付総額は、1,739万5,555円となりました。

寄付総額	1,739万5,555円
------	--------------

ろうきん
財団

＜公益財団法人 新潟ろうきん福祉財団＞とは？

1983年に、当時の高度経済成長に伴う勤労者ニーズの多様化や、労働金庫事業の範囲を超えたサービスへの期待の高まりを受け、〈新潟ろうきん〉が創立30周年記念事業として設立した団体です。

〈新潟ろうきん福祉財団〉は、〈新潟ろうきん〉や労働組合等からの寄付金をもとに、広く県民の暮らしの向上と福祉の増進に役立つことを目的にさまざまな事業を展開しています。

2021年4月、これまで以上に公益的な活動に注力し、県民や勤労者の福祉向上をはかるため、一般財団法人から公益財団法人へ移行しました。

公益財団法人 新潟ろうきん福祉財団

〒951-8113 新潟市中央区寄居町332番地38 新潟県労働金庫本店5階

TEL 025-288-5273

地域の皆様と共に

●地域イベントなどへの協賛

アルビレックス新潟や地域のイベントなどに協賛しているほか、各種行事などにも参加し、地域の皆様との親密な関係づくりにつとめています。

●地域連携の取組み

地域団体と連携し、地域に貢献する取組みを行っています。
取組みの様子は当金庫ホームページをご覧ください。

NPO等への支援

NPO等の地域活動団体は、行政や一般企業では手の届かない福祉、環境、子どもの育成、まちづくりなど、さまざまな分野で活動を行っています。

〈新潟ろうきん〉と〈新潟ろうきん福祉財団〉は、新潟県内で活動するNPO等をさまざまな形で支援することで、これら団体の発展と県民の福祉向上をめざしています。

●NPO等地域活動団体への助成

ろうきん
財団

NPO等を支援し、これら団体の発展と県民の福祉向上を目的として、2003年度からNPO等への助成を行っています。
助成事業は、2025年度から「市民活動団体助成事業」に名称を変更しました。

2025年度の実績

事業開始からの累計

助成団体数	28団体
助成総額	1,417万9千円

助成団体数	541団体
助成総額	3億1,305万6千円

●NPO法人や社会福祉法人など非営利協同セクターへの融資

地域社会が抱えているさまざまな課題を解決し、安心して暮らせる地域づくりを行うNPO法人や社会福祉法人、生活協同組合などの非営利法人の活動を支援するための資金の融資を行っています。当金庫では、設備資金や運転資金などの幅広い資金ニーズにお応えするため、お借り入れ方法もご要望に沿えるよう柔軟に対応いたします。

2026年3月末の利用状況は、35件、5億21百万円となっています。

NPO法人や社会福祉法人等で働く人の当金庫利用も促進することで、法人に関わる皆様のお役に立てるよう、心掛けています。

NPO法人のほか、社会福祉法人、一般社団法人、生活協同組合等の資金ニーズにもお応えします！



●融資制度ご利用団体への助成

ろうきん
財団

条件を満たしたNPO法人に対し、融資金の利子補給助成をしています。これによりNPO法人の利息負担を軽減し、活動を支援しています。

●にいがたNPOカレッジの開催

新潟県および新潟NPO協会と協働し、NPOが「参加と協力」の力を高め社会的信頼を得るために必要な、課題解決・価値創出の基礎的な学びを得る場として「にいがたNPOカレッジ」を2017年度から開催してきましたが、新潟NPO協会の解散により2025年度が最後の開催となりました。2025年度は県内で活動するNPO団体を3団体招き、NPOの持続可能な運営に必要な資金・人材・評価について現場の視点で深掘りするパネルディスカッションを行いました。終了後は、参加者全員による交流会を行い意見・情報交換を行いました。参加者からは、最後の開催を惜しむ声がありましたが、「情報を共有、共感でき、大変良かった」などと好評をいただきました。

●地域づくりコーディネーター養成講座の開催

ろうきん
財団

地域づくりを中心に、団体運営の基本やステークホルダーとの調整など、コーディネート技術向上をはかるため、「地域づくりコーディネーター養成講座」を開催しました。2025年度は、市民団体の役職員や地域おこし協力隊、行政の地域づくり担当職員、大学生など、合計19名の参加がありました。

●地域づくりセミナーの開催

ろうきん
財団

地域づくりセミナーは、ろうきん財団の助成団体を主な参加対象とし、団体同士のネットワークの構築と育成支援をはかることを目的に、中間報告会を兼ねて開催しています。

2025年度は11月に長岡市にて開催し、56名の参加がありました。

●にいがた旬塾の開催

ろうきん
財団

ろうきん財団の助成事業の説明・周知とあわせて、地域づくりや市民活動に役立つ知識の習得と参加者のネットワークづくりを目的に、毎年度開催している「にいがた旬塾」について、2026年1月に「仮説思考で行こう！助成金を成長のチャンスに活かす3つの視点」と題して、水谷衣里氏（株式会社風とつばさ）を講師としてオンラインで開催し、67名（YouTube視聴含む）の参加がありました。

●パートナー登録・紹介制度

ろうきん
財団

ろうきん財団による助成団体を専門的な立場から助言・支援するために、2022年に「パートナー登録・紹介制度」を立ち上げ、弁護士や税理士、社労士、ファシリテーターなどの活動家20人をパートナーに登録いただき、2024年8月からは、より相談しやすい仕組みを作るため、「パートナー無料相談サービス」を開始しました。

また、2025年6月と11月には、パートナーを講師としたオンラインセミナーを開催し、合計57名（YouTube視聴含む）の参加がありました。

県民・勤労者の福祉・文化向上のために

県民の暮らしに関わる諸問題・課題を共有し、県民の福祉・文化の向上と安心・安全な暮らしづくりを目的として、県内全域の勤労者・労働者福祉団体・NPO・自治体等の関係者が集う場の設定や、文化講演会等の活動を展開しています。

●2025地域活動交流集会の開催

ろうきん
財団

各地区の交流を図り、勤労者福祉運動を向上させることを目的として、2025年11月に新潟市にて「2025地域活動交流集会」を開催し、51名の参加がありました。集会では、「今後の地域活動をどのようにしていくか」を題材にしてグループ討議を行いました。

●2025ワーク&ライフセミナーの開催

ろうきん
財団

地域の生活等に関わる諸問題をテーマに、下越、新潟、県央、佐渡、長岡、小千谷、柏崎、上越、糸魚川の9地域で「2025ワーク&ライフセミナー」を開催し、合計1,100名の参加がありました。

●文化講演会の開催

ろうきん
財団

2025年9月、村上市において、太鼓芸能集団「鼓童」によるチャリティ公演会を開催し、478名の参加がありました。また、入場料から、「村上市社会福祉協議会」へ20万円を寄贈しました。

●にいがた福祉リーダー塾の開催

ろうきん
財団

これからの勤労者福祉運動の担い手育成を目的として、第12期にいがた福祉リーダー塾を2025年前期は7月に、後期は10月にそれぞれ新潟市で開催し、前期18名、後期14名の参加がありました。

セミナー等の開催

2025年度も、働く人たちとその家族、そして地域の皆様の暮らしに役立つ各種情報をお届けしました。取組状況の詳細は、ホームページをご覧ください。

すべての人にやさしい店舗づくり

お身体の不自由な方やご高齢の方など、すべての人に安心してご来店・ご利用いただけるよう、次のさまざまな取組みを実施しています。

- 職員による代筆・代読など、各種手続きをお手伝いしています。
- 視覚に障がいがある方が窓口での振込手続きを希望された場合は、ATM利用時と同額の振込手数料でお手続きいただけます。
- ATMにはハンドセット(受話器)による音声案内機能を導入しています。
- 点字ブロックを全営業店に敷設し、ご来店いただきやすい環境を整えています。
- 点字による残高通知および預金取引明細を発行しています。
- 車椅子を全営業店に配備しています。
- 車椅子の方もご来店いただきやすいよう、スロープや手すりなどを設置しています。
- 車椅子のままご記入いただける筆記台を設置しています。
- 「耳マーク表示板」を全営業店に設置し、聴覚に障がいがある方から筆談等で用件を承ります。また、ご希望により、聴覚に障がいがある方の通帳に「耳マークシール」を貼付しています。
- 聴覚に障がいがある方や、声を出しづらい方のための電子メモパッドを全営業店に配備しています。
- 障がいがある方の対応について、職員研修を実施しています。

〈ろうきん〉では、福祉金融機関としての活動を充実させるため、職員に金融以外の専門知識の習得を促進しており、全営業店に「認知症サポーター養成講座」を受講した職員(認知症サポーター)を配置しています。

※認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対して、できる範囲で手助けをする人のことであり、全国の自治体等が中心となって養成講座を実施しています。

環境のために

自然環境と共存しながら社会とともに発展することを目的に、環境負荷の軽減につとめています。

ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は労働金庫連合会が創立50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取り組む人材育成をめざし、「森を育む」「人を育む」「森で遊ぶ」を活動の柱として、2005年10月に富士山、福島、広島3地区で開校しました。2015年からは新潟・岐阜を加えた全国5カ所に拡大して各地区のNPOの活動に参加し、地域と連携した活動を行っています。この5地区での「ろうきん森の学校」の活動は「国連生物多様性の10年日本委員会」の連携事業として認定され、2025年には20周年シンポジウムを開催し、今後の活動継続を確認しました。

新潟地区は上越市で活動しているNPO法人「かみえちご山里ファン倶楽部」と連携し、棚田の保全と森林資源を守る活動に参加しています。

また、SDGsに関する研修会を現地に開催し、地域社会とのつながりや自然環境保護への理解を深めています。



環境への負荷に配慮した取組み

当金庫は、2019年6月に制定した「新潟ろうきんSDGs達成に向けた行動ビジョン」に基づき、重要課題の一つである「環境に配慮した活動」について、2030年の到達点を定める《目標設定型》と、毎年度の実績を積み上げる《実績積み上げ型》の二つのアプローチで推進しています。

なお、主な取組みは以下のとおりです。

- 冷暖房の適正温度設定や夏季軽装、エコドライブの実践【電力使用量(CO2排出量)削減】
- 紙ベース資料の削減、業務の集中化【紙使用量の削減】
- 備品の入替え時に可能なモノからプラスチック製品の使用を削減
難しい場合は代替品使用【廃棄物発生量の削減】
- グリーン商品の購入【グリーン購入(CSR調達)】
- 「にいがた緑の百年物語」(緑の募金)への協賛

預金商品のご案内

(2026年7月1日現在)

◆流動性預金

種類	商品内容
総合口座 (普通預金+定期預金)	「預ける、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能を持ち、家計の中心口座として最適です。急な出費でお金がないときでも、お預入れ定期預金の90%以内、最高300万円まで自動的にお借入れいただけますので、定期預金を解約せず、お支払いを済ませることができます。
普通預金	いつでも出し入れできる便利な預金です。
普通預金 (通帳不発行型)	いつでも出し入れできる便利な預金です。通帳を発行しないので、管理する手間が省けます。残高等はパソコン・スマートフォン等で簡単にご確認いただけます。
普通預金無利息型 (決済用預金)	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護される預金です。
貯蓄預金	出し入れ自由で、お預入れ残高に応じて金利が設定されている預金です。いつ必要になるかわからない余裕資金のお預入れに最適です。
ろうきん 後見制度支援預金	成年後見制度を利用されているお客様(被後見人)の財産保護をはかるため、家庭裁判所発行の「指示書」にもとづく取引に限定して取り扱うことで、日常的な支払いに使用しない金銭を別管理するための専用口座としてご利用いただける普通預金です。

◆定期性預金

種類	商品内容
スーパー定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。お預入れ期間3年以上のご契約で所定の条件を満たす場合は、お預入れの1年経過後に一部払戻しできます。
大口定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。
期日指定定期預金 (ワイド定期)	1年複利で1年経過後は一部払戻しが可能な定期預金です。
変動金利定期預金	6カ月ごとに利率が変動する定期預金です。
ふれ愛定期預金	当金庫において年金をお受け取りいただいている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。
ゆう悠定期預金 (退職金専用定期預金)	大切な退職金を有利な金利でお預かりする定期預金です。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。
ろうきん 相続定期預金	相続された資金専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。
ろうきん 福祉定期預金	当金庫において遺族年金や障害年金等を受給されている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※定期預金は非自動継続の取扱いとなります。

◆財形貯蓄・エース預金

種類		商品内容
財形貯蓄	一般	給与からの天引きで積み立てできる、働く人に最適な積立預金です。一部払戻しもできて大変便利です。
	住宅	住宅の取得や増改築に備える積立預金です。財形年金と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。
	年金	満60歳以降、年金形式でお受け取りいただくことができる積立預金です。財形住宅と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。
エース預金	エンドレス型	多目的な資金作りに、積立期間を決めない方式の積立預金です。
	確定日型	多目的な資金作りに、満期日を設定していただく方式の積立預金です。
	年金型	定年退職後等に年金形式でお受け取りいただく積立預金です。

融資商品のご案内

(2026年7月1日現在)

◆目的別ローン

種類		商品内容
マイカーローン しゃらら		自動車購入・修理代などマイカーに関する費用全般のほか、マリン関係(ヨット・ボートなど)、自転車の購入などにもご利用いただけます。
福祉マイカーローン		身体障がい者用自動車、介護自動車の購入または改造する費用にご利用いただけます。
教育 ローン	一括 借入型	入学金・授業料のほか、アパート代や受験費用など教育に関する費用全般にご利用いただけます。 資金計画に合わせて、まとまった資金を一括でお受け取りできる「一括借入型」、限度額の範囲で必要な時に専用カードでお借入れできる「そのつど借入型」をご選択いただけます。
	そのつど 借入型	
	福祉教育ローン	父子・母子家庭、遺児家庭、児童扶養手当受給家庭の方の教育費用にご利用いただけます。

※教育ローン、福祉教育ローンは、お客様の在学中、元金返済を据置くことができます。詳細については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

団体信用生命保険

教育ローン、福祉教育ローンをご利用の場合は、「ろうきん団信」にご加入いただけます。保険料は〈ろうきん〉が負担します。ただし、教育ローン(そのつど借入型)は、元利金返済期間(証書貸付期間)からのご加入となります。

◆住宅ローン

種類		商品内容
あんしん 住宅ローン	不動産 担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型(3・5・10・20年)、全期間固定金利型からご選択いただけます。
	無担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型(3・5・10・20年)からご選択いただけます。
借換専用 あんしん住宅ローン (無担保)		他行でお借入れされている住宅ローンの借換えにご利用いただけます。 金利は変動金利型となります。
新湯ろうきん 「リ・バース60」		新築・増改築、土地・建物購入費用のほか、サービス付高齢者向け住宅の入居費用にご利用いただけます。 毎月のご返済はお利息のみとし、お借入れの方がお亡くなりになった後、担保となっている不動産の売却代金等により元金をご返済いただきます。

※上記のほか、住宅金融支援機構提携融資「ろうきんフラット35」・自治体提携ローン等の各種融資商品をご用意しています。

団体信用生命保険

あんしん住宅ローン、借換専用あんしん住宅ローン(無担保)をご利用の場合は、「団体信用生命保険」にご加入いただけます。万一のときに加え、病気や怪我まで幅広く保障するものなど、種類豊富にご用意しています。

また、ご夫婦が連帯債務でご契約いただく場合は、ご夫婦のどちらかが万一のときに、住宅の持分や返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンがなくなり、ご家族にローンの返済負担が残らない「夫婦連生団信」もご利用いただけます。

(団体信用生命保険ラインアップ)

- ろうきん団信
- がん団信
- 就業不能保障団信
- 3大疾病保障特約・障がい特約付団信
- 夫婦連生団信
- 夫婦連生がん団信
- 夫婦連生就業不能保障団信
- 引受緩和団信

※あんしん住宅ローン(無担保)をご利用の場合は、「ろうきん団信」「夫婦連生団信」「3大疾病保障特約・障がい特約付団信」のみのお取扱いとなります。

※保険料は〈ろうきん〉が負担します。

※団体信用生命保険の種類により、融資金利が異なります。詳細については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

◆福祉ローン・妊活サポートローン

種類		商品内容
福祉ローン	「支える」	医療費用、介護費用・介護設備費用や、育児費用、育児・介護休業期間中の生活費補填費用にご利用いただけます。
	「立ち上がる」	暴風雨、洪水、大雪、地震等の自然災害、火災の被害からの復旧および支援に必要な費用にご利用いただけます。
妊活サポートローン「くるみ」		不妊治療や不育症に関する費用全般にご利用いただけます。 ご利用限度額(極度額)の範囲内で繰り返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。

◆カードローン(マイプラン)・フリーローン

種類	商品内容
マイプラン	お使いみちは自由で、ご利用限度額(極度額)の範囲内で繰り返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。
フリーローンWish	物品購入、旅行、医療費用、結婚費用など、さまざまな用途にご利用いただけます。
自己預金担保ローン (分割払型)	住宅購入、マイカー購入など、さまざまな用途にご利用いただけます。
住宅ローン申込者専用 借換ローン	当金庫のあんしん住宅ローン(不動産担保)をお申込みの方を対象とする融資で、他行・信販・消費者金融からのお借入れの借換えにご利用いただけます。 ※労働組合等の間接構成員の方は、既に当金庫の住宅ローンを利用されている場合でもご利用いただけます。
おまとめローン	他行・信販・消費者金融からの少額なお借入れの借換えにご利用いただけます。

◆生活支援関連

種類	商品内容
求職者支援資金 融資制度	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に定める訓練を受講される方のうち、職業訓練受講給付金のみでは訓練受講中の生活費等が不足する方を対象とした制度です。
技能者育成資金 融資制度	経済的な理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、施設長から推薦のあった方を対象とした制度です。
リ・スキリング等教育訓練支援 融資制度	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に定める教育訓練により、リ・スキリング等を行う方を対象とした制度です。

※各制度のご融資限度額・ご融資期間は、訓練期間等により異なります。

※上記のほか、新潟県と連携し、生活費等にご利用いただける融資制度をご用意しています。

◆より多くの方にご利用いただくために

●就職内定者向けローン

新潟県内の企業等への就職を控えた学生の方、就職後の新生活に向けた通勤用のマイカー購入や引越し費用のほか、就職前の短期留学に係る費用など、卒業前から幅広くご利用いただける「就職内定者向けローン」をご用意しています。

お使いみちにに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンやフリーローンなど)をご利用いただけます。

●ぱあとな～

有期雇用・パートタイム労働者の方のマイカー購入、お子様の教育費用など、さまざまな資金ニーズにお応えするため、融資条件を整備しています。(※)

お使いみちにに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンや教育ローンなど)をご利用いただけます。

※労働組合等に加入している方、または(ろうきん)と提携した生協の組合員・その同一生計家族が対象となります。

●ろうきんコープローン

(ろうきん)と同じ協同組合であり、組合員の生活向上に取り組んでいる生協と提携し、利用者とご家族の暮らしを応援するため、「ろうきんコープローン」(※)をご用意しています。

お使いみちにに応じて、各ローン商品(住宅ローン、マイカーローン、教育ローンなど)をご利用いただけます。

※(ろうきん)と提携した生協の組合員・その同一生計家族が対象となります。

資産運用商品のご案内

(2026年7月1日現在)

種類	商品内容
個人向け国債	国が発行する安全性が高い債券です。お客様のニーズに合わせて固定金利(3年・5年)と変動金利(10年)をご選択いただけます。
投資信託	多くのお客様(投資者)から集めた資金をひとつにまとめて、それを運用の専門家である委託会社(運用機関)が株式や債券に分散投資して運用し、運用成果をお客様(投資者)に分配する金融商品です。 ※市場価格の変動によって、お預かりした払込金が元本割れすることもあります。 ※お取扱い商品については、(ろうきん)ホームページまたは店頭でご確認ください。 ◆定時定額買付サービス 毎月(または数カ月ごと)の指定された振替日に、ご指定の(新潟ろうきん)普通預金口座から一定額を引落し、ご指定の投資信託を自動的に買い付けるサービスです。 ◆NISA 毎年一定の金額の範囲内で購入した投資信託等を対象に、売却時の譲渡益や普通分配金が無期限で非課税となる制度です。 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」があり、併用した場合、年間投資枠は最大360万円、非課税保有限額額は全体で最大1,800万円になります。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	個人型確定拠出年金(iDeCo)は、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。掛金が全額所得控除されることや、運用益が非課税で再投資されるなどの税制優遇措置が受けられます。 ※運用商品や手数料については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

※預金商品、融資商品、資産運用商品の詳細は、ホームページをご覧ください。

各種業務・サービスのご案内

(2026年7月1日現在)

共済代理業務

こくみん共済coop(全労済)の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」・「住まいる共済」および「ろうきん子育てサポート共済」の代理募集の取扱いを行っています。

生命保険窓口販売業務

生命保険代理店として、「たんぽぽ認知症治療保険」および「たんぽぽα」の代理店業務を行っています。

損害保険窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

ろうきんダイレクト(個人向け)〈インターネットバンキング〉

ろうきんダイレクトは、お振込みや残高の照会、ローンの繰上げ返済などを、インターネットに接続されているパソコン・スマートフォンなどを通じてご利用いただける個人のお客様用サービスです。

キャッシュカードが発行された当金庫の普通預金口座をお持ちの方なら、ホームページから簡単にお申込み可能で、振込手数料は窓口やATMを利用する場合に比べてお得になっています。

ろうきんインターネットバンキング(団体向け)

インターネットを通じて資金移動や口座の照会などができる、団体向けのサービスです。

お客様がご希望されるサービス内容により、「ライトタイプ」「フルタイプ」のいずれかの契約タイプをお選びいただけます。

各種サービス

キャッシュサービス(ATM)、スマホ決済サービスをはじめ、各種サービスの取扱いを行っています。詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

役員

理事長	山崎 雅彦	電機連合新潟地方協議会	理事	大滝 徹	新潟県職員労働組合
専務理事	齋藤 堅蔵	員 外	理事	苦瓜 敏夫	タワーパートナーズセミコンダクター労働組合新井支部
常務理事	井村 好宏	員 外	理事	孫 犁冰	員 外
常務理事	山川 厚	員 外	理事	小山 晃	日本製鉄直江津労働組合
理事	関川 武	日本郵政グループ労働組合新潟連絡協議会	理事	岡村 和宏	越後交通労働組合
理事	綿貫 順也	コロナ労働組合柏崎支部	理事	松田 淳	自治労長岡市職員労働組合
理事	小林 友洋	新潟交通労働組合	理事	松田 隆行	ごせん福祉会職員労働組合
理事	西脇 直美	新潟県教職員組合	理事	小柳 美樹	エヌティティ労働組合新潟分会
理事	井上 一樹	新発田市職員労働組合	常勤監事	村山 義則	員 外
理事	細野 希	員 外	監事	松崎 重信	三星金属工業労働組合
理事	渡邊 篤史	UAゼンセン有沢製作所労働組合	監事	瀬賀 和之	UAゼンセンクラレ労働組合新潟支部
理事	石井 俊也	三条市職員労働組合連合会	監事	山本 善人	自治労新潟県本部
理事	猪股 和樹	東北電力労働組合新潟県本部	監事	廣川 雅章	員 外

報酬等に関する事項(2026年3月期)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功勞の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては、役位や前年度の業績等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

①退任慰労金額の決定方法

役員の退任慰労金は総会の贈呈決議に従い、理事の退任慰労金額は理事会の決議により、監事の退任慰労金額は監事の協議により決定しております。

②退任慰労金の基準

退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	93,986

(注)1.対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2.上記の内訳は、「報酬」77,931千円、「退任慰労金」16,055千円となっております。

なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2025年度において対象職員等に該当する者はありません。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

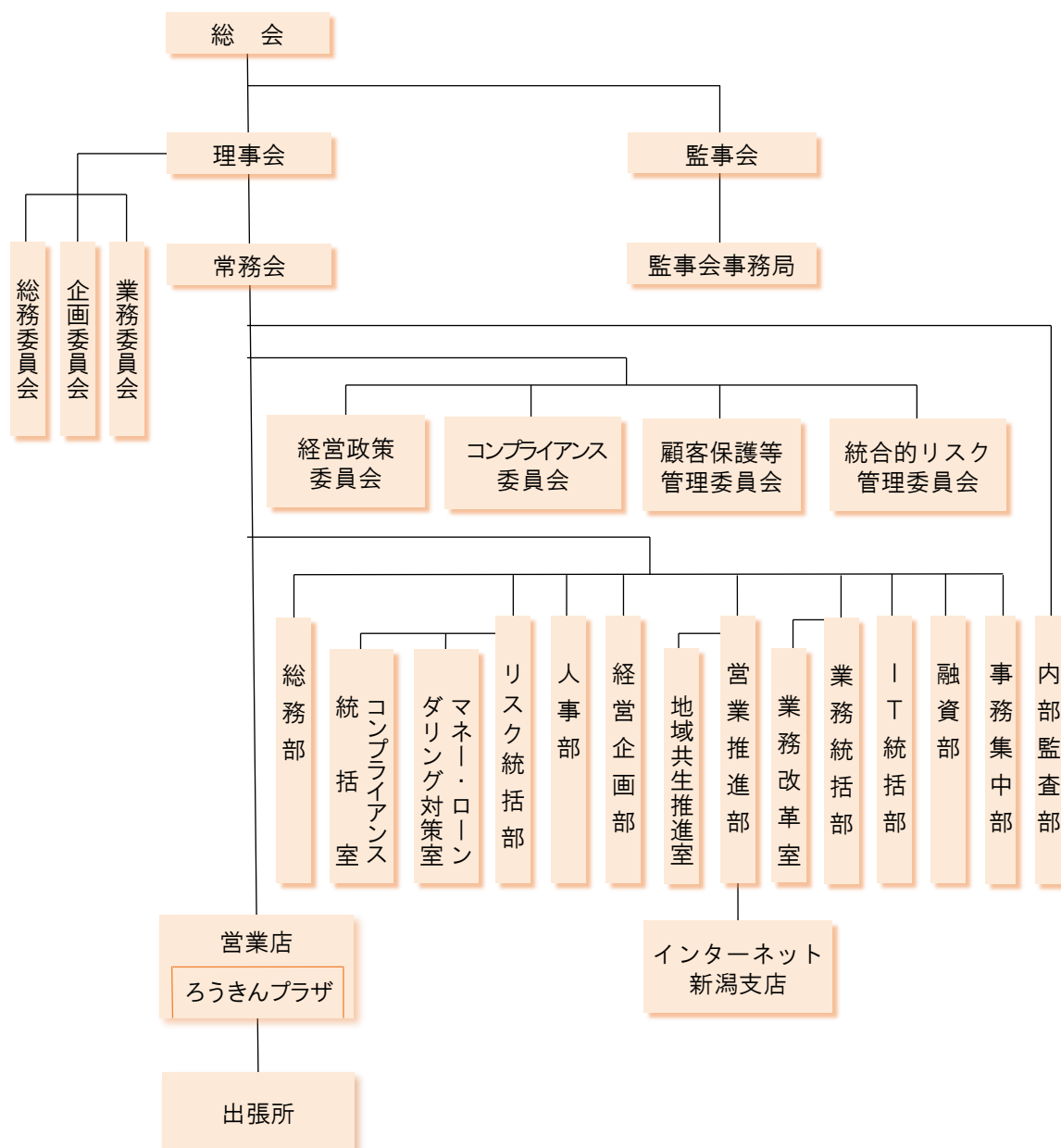
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

組織系統図



会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

職員の状況

項 目	2025年度末	2024年度末
職 員 数	497人	441人
平 均 年 齢	45歳0月	44歳5月
平 均 勤 続 年 数	18年10カ月	19年6カ月
平 均 給 与 月 額	361千円	382千円

※職員数は、常勤の職員・嘱託および給与等を負担する出向職員・嘱託を記載し、臨時的職員・嘱託は含まれておりません。
 ※平均給与月額、3月中の平均給与月額です。
 ※2025年度から、準職員を職員数に含め、パートタイムの職員・嘱託は含めておりません。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

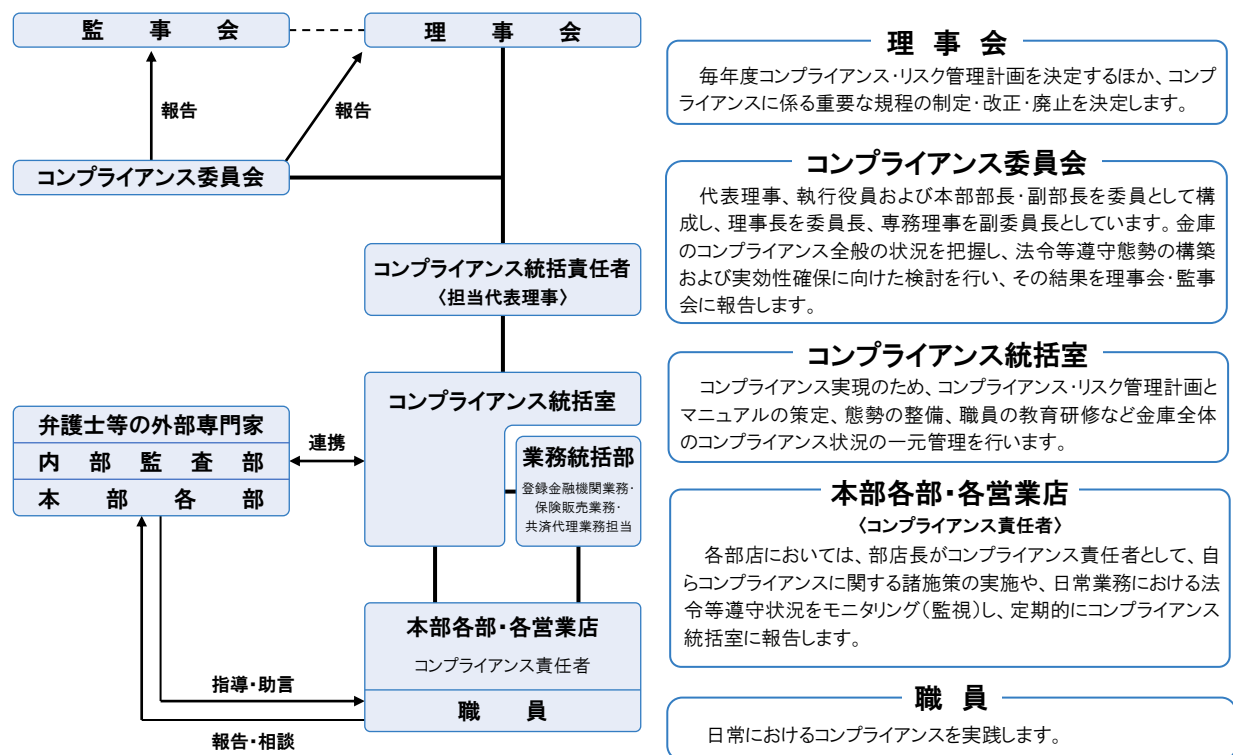
コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営むくろうきん)とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、くろうきん)は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

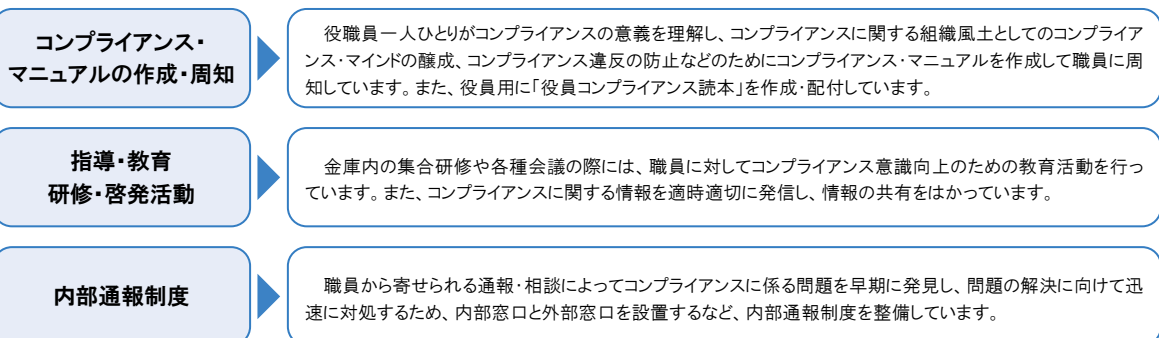
当金庫では、以上の考え方に立ち、前述の「ろうきんの理念」のほか、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識を醸成するとともに、継続的な職員教育および啓発活動により、その維持・向上につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制



コンプライアンス推進活動

当金庫では、コンプライアンス・リスク管理の考え方を踏まえ「コンプライアンス・リスク管理計画」を策定して、次の諸施策等を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。



マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

＜リスクの特定・評価・低減＞

当金庫は、取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定しています。

＜リスク対策計画の策定＞

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

● マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針（抜粋）

＜目的＞

この方針は、当金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識のもとで必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的としています。

＜態勢の整備＞

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を当金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

＜経営陣の認識＞

常務会は、「リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識します。

反社会的勢力等の排除に向けた取組み

当金庫では、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、自らこの方針を遵守することで、業務の適切性と健全性の確保につとめています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順を整備しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

● 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係を持ちません。
4. 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
6. 反社会的勢力からの不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

預金口座の売買等の譲渡や貸与等は処罰の対象となる犯罪です

預金口座（預金通帳・キャッシュカードやそのパスワードを含む）の売買等の譲渡や貸与等は、法令により禁止されています。売った人も買った人も罰せられることとなります。

預金口座が不正に使用された場合、またはそのような合理的な疑いがある場合は、お客様の口座を一時凍結または解約します。

さらに、将来にわたって、すべての金融機関で口座開設ができなくなることがあります。

売買された預金口座が、特殊詐欺等の受取口座として、犯罪に利用される事例が発生しています。特殊詐欺等の被害拡大防止にご協力ください。



お客様保護の態勢

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)への対応

●お客様からのお申出への対応

当金庫は、お客様からのお申出に公正かつ確に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お申出は、営業店または本部にて以下のとおり承っております。

営業店 52頁をご覧ください。

本部 フリーダイヤル ☎0120-480-975にて承っております。受付日時は、平日の9:00～17:00です。

●紛争解決への対応

労働金庫では、お客様からのお申出のうち金庫とお客様の間では解決できなかった場合について、以下の弁護士会が設置・運営する仲裁センター等を、紛争解決のための機関として指定しています。

当金庫営業日に、営業店・本部または全国労働金庫協会ろうきん相談所(平日9:00～17:00、電話:0120-177-288)へお申出いただければ、仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

●東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)

●第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)

●第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)

なお、仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

●移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

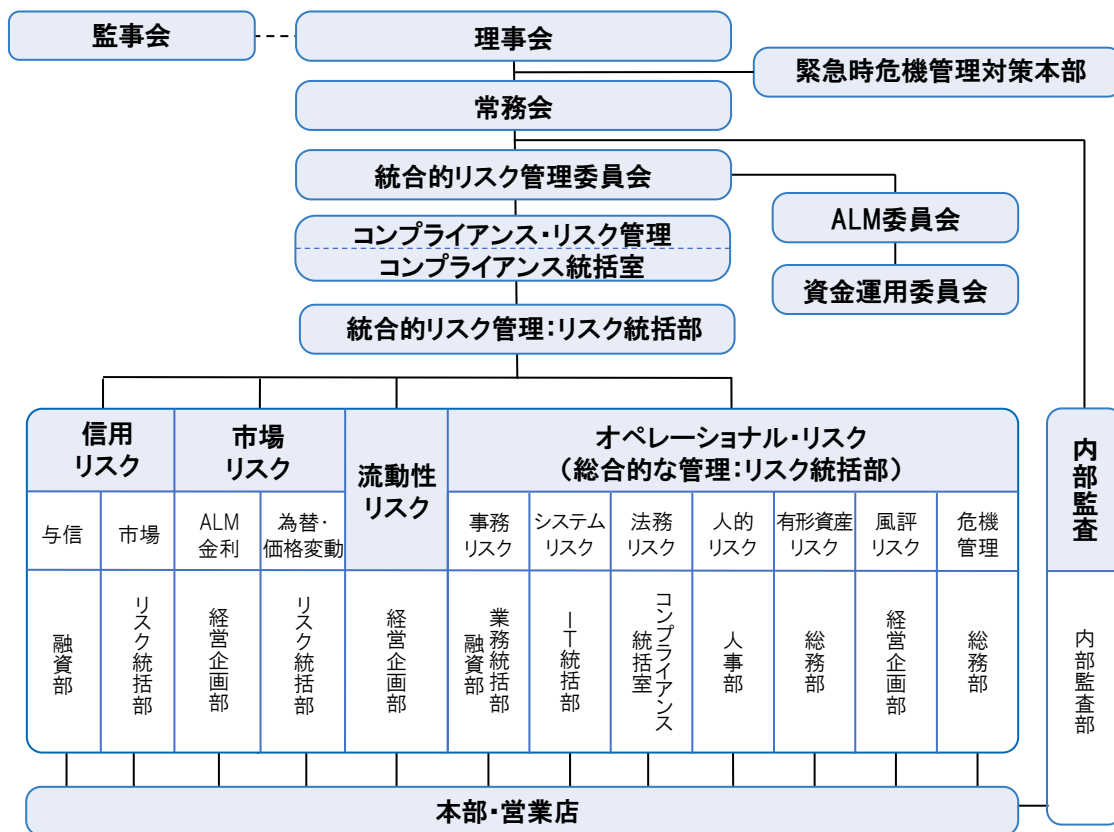
●現地調停:東京三弁護士会の幹旋人と現地地方弁護士会の幹旋人が、現地弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理の態勢

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

リスク管理体制



統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対比することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」等について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に統合的リスク管理委員会およびALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないようにつとめています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

●信用リスク

▶融資先や有価証券等発行元の信用状態が悪化して、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収等が困難となるリスクです。

与信信用リスク▶融資先の信用状態の悪化により元本や利息の回収が困難となるリスクです。

- 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る対策として、個別審査体制の強化、正確な自己査定の実施、延滞債権管理態勢の強化につとめています。
- 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう審査スタッフの育成につとめています。
- 営業店の決裁権限を越える貸出案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応につとめています。
- 与信信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、与信信用リスクの量的な把握につとめています。

市場信用リスク▶債券など有価証券発行元の信用状態が悪化し、元本償還や利息受入が困難となるリスクです。

- 有価証券等の取得にあたっては、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、一定格付以上を取得対象とするなど市場信用リスクの抑制につとめています。
- 有価証券等の取得後も定期的な自己査定を行い、事情変化についても追跡管理しています。

●市場リスク

▶金利・為替・株式などの市場のリスクファクターの変動により、資産や負債の価値が影響を受け、損失を被るリスクです。

- 市場リスクのうち、金利リスクについては、運用・調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測・管理しています。

- 投資信託等の価格が変動する価格変動リスクに対しても、VaR（バリュー・アット・リスク）により、計測・管理しています。
- 計測したリスクは、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理しています。

●流動性リスク

▶市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。

- 資金ショートを発生させないよう、流動性リスクを考慮した現金等の保有基準の設定とポートフォリオの構築、さらに日常的な資金フローの把握・管理により、支払準備資産を適切に確保しています。

● **オペレーショナル・リスク** ▶ 日常業務において、役職員の活動もしくはシステムの不具合などの内生的な事象、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

事務リスク ▶ 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

- 事務処理状況を的確に把握して、事務手続の定型化・標準化・システム化などの推進および規程・事務手順・マニュアル・点検管理表等の整備をはかっています。
- 職員教育研修の充実や指導・点検、自己点検および他者点検の強化、実効性のある自店検査の実施などにより、基本動作に忠実で堅確な事務処理を行う態勢を構築し、事務リスクの低減をはかっています。
- オンラインシステムを最大限活用するとともに、業務の標準化・効率化を目的とした事務改革の取り組みや、本部・営業店が一体となったPDCAサイクルを機能させた取り組みにより、事務過誤・個人情報漏えい事案等の発生防止に向けた内部管理態勢を強化し、事務リスクの低減をはかっています。

システムリスク ▶ オンラインシステムなどのコンピューターシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備およびコンピューターが不正使用されることにより損失を被るリスクです。

- 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。
- 同センターは地震や停電等に備えた構造・機能を有しているほか、万一、大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。
- システム障害が発生した場合の業務継続マニュアルの周知徹底および定期的な訓練の実施、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用および保護のための安全対策の実施など、態勢整備につとめています。
- 高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

風評リスク ▶ ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止につとめています。
- 万一、風評が発生した場合は、危機管理関連規程に沿って適切な対応につとめます。

法務リスク ▶ 法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクです。

- 当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修等を通じて役職員への周知徹底につとめています。
- 新規業務の開始時や各種契約の締結時には、コンプライアンス統括室によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談しています。

人的リスク ▶ 人事運営上の不公平・不公正（給与・手当・解雇等の問題）などに起因して、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）や内部管理上防止が困難な役職員の不正などにより、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職員の「能力」「役割」を基準とする人事制度を基本として、職員の働きがいを高める人事運営につとめています。
- セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止する取組みとして、全部店で研修会の開催、相談窓口の常設、ホームページにハラスメント撲滅に向けた宣言文の公開等を行っています。

有形資産リスク ▶ 自然災害や犯罪をはじめとする事件・事故などに起因して、有形資産のき損・損害等が生じることにより損失を被るリスクです。

- 全店の建物・土地に係るリスク（建築物の耐火・耐震状況や地盤・浸水の危険度等立地状況）を明確にします。
- 有形資産のき損を防止するとともに、人命最優先の立場から、営繕工事、設備更新の対応計画を策定し実施します。
- 対応計画の実施と合わせて、必要により保険を付保する等して、リスクに対して総合的に対応してまいります。

危機管理体制

当金庫では、大規模な自然災害、感染症のまん延、システム障害、サイバー攻撃、風評被害等の危機発生時において、早期に被害の復旧をはかり、必要最低限の業務を遂行するために「事業継続基本方針」を制定しています。

基本方針に基づき「緊急時危機対応規程」を制定し、危機発生時における組織的な役割分担と責任体制を明確にしています。

自然災害、システム障害等危機発生時には緊急時危機管理対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「緊急時危機対応内規」に基づき、迅速・的確に対応できる態勢を整備しています。さらに災害等によりシステムが停止する事態に備え、会員・お客様への影響を最小限にとどめることを目的とした「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、平常時における業務継続態勢の整備に係る取組みについては、「緊急時危機対応内規」に基づき、自然災害等の発生を想定した定期的な訓練、職員教育、計画的な物資調達を行うとともに、豪雨・豪雪に起因する災害発生に備えた具体的な対応を定めるなど、態勢の強化につとめています。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第74期末 (2026年3月31日)	第73期末 (2025年3月31日)
(資 産 の 部)		
現 金	5,386,008	5,481,152
預 け 金	397,528,281	449,475,693
有 価 証 券	168,426,022	131,611,844
国 債	49,625,318	27,101,402
地 方 債	257,540	274,200
社 債	47,381,150	42,630,020
投 資 信 託	71,156,468	61,600,636
株 式	5,545	5,584
貸 出 金	395,696,667	390,383,444
手 形 貸 付	2,550,090	3,268,550
証 書 貸 付	383,040,722	376,812,041
当 座 貸 越	10,105,854	10,302,852
そ の 他 資 産	9,913,126	8,952,532
未 決 済 為 替 貸	29,622	29,049
労働金庫連合会出資金	6,800,000	5,600,000
前 払 費 用	24,226	20,841
未 収 収 益	2,645,456	2,965,882
そ の 他 の 資 産	413,821	336,759
有 形 固 定 資 産	6,044,745	5,860,639
建 物	2,048,302	1,695,226
土 地	3,541,332	3,644,363
建 設 仮 勘 定	—	208,554
その他の有形固定資産	455,111	312,495
無 形 固 定 資 産	70,362	63,230
ソ フ ト ウ ェ ア	63,458	55,404
その他の無形固定資産	6,903	7,826
繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	1,182	1,476
貸 倒 引 当 金	△ 371,256	△ 367,847
(うち個別貸倒引当金)	(△ 370,563)	(△ 367,184)
資 産 の 部 合 計	982,695,139	991,462,165

科 目	第74期末 (2026年3月31日)	第73期末 (2025年3月31日)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	878,299,964	888,663,702
当 座 預 金	28,025	27,679
普 通 預 金	385,974,972	382,915,725
貯 蓄 預 金	10,564,691	11,191,482
別 段 預 金	1,290,206	835,542
定 期 預 金	480,442,068	493,693,272
譲 渡 性 預 金	10,450,227	10,994,660
借 用 金	—	5,000,000
当 座 借 越	—	5,000,000
そ の 他 負 債	1,857,832	1,453,899
未 決 済 為 替 借	3,180	11,618
未 払 費 用	1,093,865	517,763
未 払 法 人 税 等	122,421	245,833
前 受 収 益	15	11
払 戻 未 済 金	9,204	2,067
払 戻 未 済 持 分	112	92
そ の 他 の 負 債	629,034	676,513
賞 与 引 当 金	237,121	248,307
退 職 給 付 引 当 金	1,420,673	1,664,841
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	85,460	68,205
睡眠預金払戻損失引当金	36,692	37,204
繰 延 税 金 負 債	3,449,445	1,733,217
債 務 保 証	1,182	1,476
負 債 の 部 合 計	895,838,599	909,865,515
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	4,761,756	4,770,944
普 通 出 資 金	4,761,756	4,770,944
利 益 剰 余 金	71,436,267	70,431,554
利 益 準 備 金	4,974,845	4,974,845
そ の 他 利 益 剰 余 金	66,461,422	65,456,709
特 別 積 立 金	64,508,612	63,108,612
(特 別 積 立 金)	11,208,612	11,208,612
(機 械 化 積 立 金)	9,900,000	9,900,000
(金利変動等準備積立金)	28,800,000	27,400,000
(経営基盤強化積立金)	14,000,000	14,000,000
(配 当 準 備 積 立 金)	600,000	600,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,952,810	2,348,097
会 員 勘 定 合 計	76,198,023	75,202,498
その他有価証券評価差額金	10,658,516	6,394,151
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	10,658,516	6,394,151
純 資 産 の 部 合 計	86,856,540	81,596,650
負債及び純資産の部合計	982,695,139	991,462,165

（貸借対照表 注記）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理内規に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	34年～50年
その他	3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

（1）過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理を行っております。

（2）数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理を行っております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	7,772,589千円
有形固定資産の圧縮記帳額	204,165千円

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

73,950千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

－ 千円

16. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,259,153千円、危険債権額は2,656,257千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

17. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は88,442千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

18. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

19. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、4,003,853千円です。

なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

20. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 40,557,800千円

担保資産に対応する債務 一千円

21. 出資1口当たりの純資産額

18,240円44銭

22. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、定期的に理事会に報告しております。また、与信管理の状況については、内部監査部が監査をしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。また、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議をALM委員会において行い、理事会に報告しております。加えて、当金庫では金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関してALMに関する規程等に基づき管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された余裕金運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

当金庫では、市場運用商品の購入にあたっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」及び「借入金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間1200営業日)により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で21,336,210千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	397,528,281	391,614,068	△5,914,212
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	38,933,098	38,185,300	△747,798
その他有価証券	129,487,378	129,487,378	—
(3) 貸出金	395,696,667		
貸倒引当金(*)	△371,256		
	395,325,410	387,801,848	△7,523,561
金融資産計	961,274,168	947,088,596	△14,185,571
(1) 預金積金	878,299,964	877,102,314	△1,197,650
(2) 譲渡性預金	10,450,227	10,436,796	△13,431
金融負債計	888,750,192	887,539,110	△1,211,081

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は業界団体が公表している価格によっております。投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	5,545
労働連合会出資金	6,800,000
その他	10
合 計	6,805,555

(*) 当事業年度において、非上場株式について39千円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	115,170,781	282,357,500	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	38,933,098	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	757,710	10,843,749	23,084,680	27,082,060
貸出金(*)	34,509,372	96,051,794	84,174,143	170,855,501
合 計	150,437,864	428,186,141	107,258,823	197,937,561

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	675,824,496	198,177,380	4,298,088	—
譲渡性預金	8,973,227	1,477,000	—	—
合 計	684,797,723	199,654,380	4,298,088	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」等が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:千円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	38,933,098	38,185,300	△747,798
	小 計	38,933,098	38,185,300	△747,798
合 計		38,933,098	38,185,300	△747,798

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

(4) その他有価証券

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	71,156,468	46,122,967	25,033,501
	小 計	71,156,468	46,122,967	25,033,501
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	58,330,910	68,560,916	△10,230,006
	国債	10,692,220	12,937,359	△2,245,139
	地方債	257,540	300,000	△42,460
	社債	47,381,150	55,323,556	△7,942,406
	その他	—	—	—
	小 計	58,330,910	68,560,916	△10,230,006
合 計		129,487,378	114,683,883	14,803,495

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当取引はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	3,992,818	—	1,445,127
国債	398,818	—	162,954
社債	3,594,000	—	1,282,172
その他	1,756,175	620,971	—
合 計	5,748,993	620,971	1,445,127

28. 有価証券の貸付等

消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に13,976,989千円含まれております。

29. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、70,734,273千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は30,938,804千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている庫内手続きに基づき顧客の現況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち39,795,469千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産

退職給付引当金	397,788千円
減価償却限度超過額	140,466
賞与引当金	66,393
事業税・特別法人事業税引当額	23,733
その他	193,721
繰延税金資産小計	822,104
評価性引当額	△126,570
繰延税金資産合計	695,533
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,144,978
繰延税金負債合計	△4,144,978
繰延税金負債の純額	3,449,445千円

31. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	一千円
顧客との契約から生じた債権	52,918千円
契約負債	一千円

32. 誤謬の訂正

当事業年度において、税務調査により2021年度から2024年度の事業用建物の過少計上が判明したことから、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の建物、その他の資産、未払法人税等、繰越金に反映しております。

この結果、建物、その他の資産、未払法人税等、繰越金の期首残高はそれぞれ、96,443千円、7,025千円、27,936千円、75,532千円増加しております。

以上

損益計算書

(単位：千円)		
科 目	第74期	第73期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
経 常 収 益	13,246,149	11,984,967
資 金 運 用 収 益	11,953,338	11,217,064
貸 出 金 利 息	6,990,246	6,576,347
預 け 金 利 息	1,683,759	1,537,902
有価証券利息配当金	2,698,527	2,614,291
その他の受入利息	580,805	488,523
役 務 取 引 等 収 益	380,662	341,886
受入為替手数料	116,592	104,016
その他の役務収益	264,069	237,870
そ の 他 業 務 収 益	330,481	399,781
外国為替売買益	1,278	—
国債等債券売却益	42,563	76,833
その他の業務収益	286,639	322,947
そ の 他 経 常 収 益	581,667	26,234
株 式 等 売 却 益	578,407	—
その他の経常収益	3,260	26,234
経 常 費 用	11,164,911	9,403,584
資 金 調 達 費 用	1,732,368	559,151
預 金 利 息	1,709,689	552,975
譲渡性預金利息	22,438	6,092
借 用 金 利 息	241	83
役 務 取 引 等 費 用	1,742,387	1,622,368
支払為替手数料	431,016	428,347
その他の役務費用	1,311,371	1,194,021
そ の 他 業 務 費 用	1,452,626	735,320
外国為替売買損	—	1,459
国債等債券売却損	1,445,127	716,493
その他の業務費用	7,499	17,366
経 費	6,197,345	6,104,497
人 件 費	3,493,017	3,538,487
物 件 費	2,457,805	2,328,186
税 金	246,522	237,823
そ の 他 経 常 費 用	40,183	382,245
貸倒引当金繰入額	3,409	330,540
株 式 等 償 却	39	29
そ の 他 資 産 償 却	28,823	19,264
退 職 手 当 金	86	1,941
その他の経常費用	7,825	30,468
経 常 利 益	2,081,238	2,581,382
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	286,386	21,262
固定資産処分損	90,845	21,262
減 損 損 失	195,541	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,794,852	2,560,119
法人税、住民税及び事業税	414,680	591,707
法 人 税 等 調 整 額	57,863	79,182
法 人 税 等 合 計	472,544	670,889
当 期 純 利 益	1,322,307	1,889,229
繰越金（当期末残高）	554,971	458,867
誤謬の訂正による累積的影響額	75,532	—
繰越金（遡及処理後当期末残高）	630,503	458,867
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,952,810	2,348,097

(損益計算書 注記)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 277円28銭
3. 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
営業用店舗	土地及び建物等	十日町市寿町
営業用店舗	土地及び建物等	南魚沼市六日町

当金庫は、固定資産を25営業部店及び本部共用資産の資産グループに区分して減損損失を判定しております。

上記資産グループは、将来的に営業活動から生ずる利益による投資額の回収が見込めなくなったことから、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(195,541千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、土地112,277千円、建物 60,091千円、その他23,172千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地及び建物については固定資産税評価額をもとに算定した価額により評価し、その他についてはゼロ評価しております。

以上

剰余金処分計算書

(単位：千円)		
科 目	第74期	第73期
	総会承認日 2026年6月25日	総会承認日 2025年6月25日
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,952,810	2,348,097
繰 越 金（遡及処理後当期末首残高）	630,503	458,867
当 期 純 利 益	1,322,307	1,889,229
剰 余 金 処 分 額	1,682,850	1,793,126
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (配 当 率)	142,852 (年3%)	143,128 (年3%)
事業の利用分量に対する配当金	239,998	249,998
支払預金利息に対する配当金	153,598	154,999
受入貸出金利息に対する配当金	86,399	94,999
配 当 負 担 率（注）	19.60%	16.74%
金 利 変 動 等 準 備 積 立 金	1,300,000	1,400,000
繰 越 金（当期末残高）	269,960	554,971

(注) 配当負担率＝ $\frac{\text{普通出資に対する配当金}+\text{事業の利用分量に対する配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2026年5月20日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）の監査を受け、2026年5月20日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月25日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることにより同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

2025年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月26日

新潟県労働金庫

理事長 山崎 雅彦

自己資本の充実の状況(単体)

自己資本比率(国内基準)

当期末(2025年度末)	前期末(2024年度末)
18.36%	18.69%

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」に基づき、自己資本比率を算定しております(以下、「自己資本比率告示」といいます。)。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っております(以下、「第3の柱告示」といいます。))。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

自己資本比率＝

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1)－コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)＋(マーケット・リスク相当額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額)×12.5(注4)}} \times 100$$

- (注) 1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計額です。
 2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計額です。
 3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフ・バランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。
 4. 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じております。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法・・・細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて 信用リスク・アセットを算出します。
 主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

③オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法(注)を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注) 標準的計測手法・・・BIC(事業規模要素)×ILM(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は18.36%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実につとめてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	当期末(2025年度末)	前期末(2024年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	75,815	74,809
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,761	4,770
うち、利益剰余金の額	71,436	70,431
うち、外部流出予定額(△)	△ 382	△ 393
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	75,815	74,810
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	70	63
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	70	63
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	70	63
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	75,745	74,746
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	394,627	382,226
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,840	17,493
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	412,468	399,720
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	18.36%	18.69%

「コア資本」とは

パーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しております。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金金等です。

「出資金」とは

会員の皆様から出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されております。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1)金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2)機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を向上させるための積立金のことです。
- (3)配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4)経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しております。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものはありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められております。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25％）

「コア資本に係る調整項目」とは

「コア資本に係る調整項目」とは、自己資本比率の算出において「コア資本」から控除される項目です。主な項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額等です。これらは損失吸収力が乏しいことや金融システム全体のリスクを高めるため資本から差し引くこととされています。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載していません。

「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5％を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

「オペレーショナル・リスク相当額」とは

標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注）標準的計測手法・・・BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

定性的開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当期末(2025年度末)の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	発行主体:新潟県労働金庫
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:4,761百万円

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の当期末(2025年度末)の自己資本比率は18.36%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っております。
また、当金庫の自己資本は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、質・量ともに充実していると評価しております。
当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対比することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。
具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

(3) 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針を理事会で定め、全役職員に周知しております。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しております。個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しております。

信用リスクの管理については、「与信信用リスク管理内規」を定めるとともに、貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握につとめております。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めております。

信用リスクの管理状況については、定期的に統合的リスク管理委員会で協議しております。また、常務会及び理事会に定期的に報告しております。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しております。

＜正常先債権及び注意先債権＞

債権を一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てております。

＜破綻懸念先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。

＜破綻先債権及び実質破綻先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定

エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

＜適格金融資産担保＞

当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いております。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としております。担保については、「融資事務基本規程」および関連要領に基づき適切な評価・管理を行うようつとめております。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いております。

＜保証＞

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている政府関係機関の「保証」を信用リスク削減手法として用いております。

＜クレジット・デリバティブ＞

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、「資金運用規程」で、余裕金運用に係るデリバティブ取引は現物資産の価格変動リスクを抑制するヘッジ目的に限定することとしており、主体的に取り組んでいる派生商品取引はありません。ただし、保有している投資信託に含まれている場合がありますが、購入枠を設定していることからリスクは限定されております。

上記のとおり、派生商品取引等に係るリスクは限定的であることから、担保による保全およびリスク資本の割当については行っておりません。また、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(7) CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

(9)オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、事務リスク・システムリスク・サイバーセキュリティリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理をオペレーショナル・リスクとして定義し、理事会で定めた統合的リスク管理方針および関連規程に基づいて管理しております。

事務リスクについては、事務手続の定型化・標準化等により規程類の整備を進めているほか、本部主管部による臨場指導や教育研修の実施などにより態勢整備をはかっております。

システムリスクについては、当金庫が委託している労働金庫総合事務センターが機能停止した場合でもバックアップセンターにより業務継続が可能な体制を確保するとともに、業務継続マニュアルの周知徹底や定期的な訓練実施のほか、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用と保護のための安全対策を実施しております。

そのほか各オペレーショナル・リスクについては、定期的に主管部による自己評価を行い、その内容を統合的リスク管理委員会で協議・検討して改善をはかっております。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法(注)を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

(注)標準的計測手法…BIC(事業規模要素)×ILM(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

ロ. BIの算出方法

BI(事業規模指標Business Indicator)は、ILDC(金利要素Interest, Leases and Dividend Component)、SC(役務要素Services Component)、FC(金融商品要素Financial Component)により算出しております。

ILDCは「資金運用収益(有価証券利息配当金を除く)－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい値」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC(事業規模要素Business Indicator Component)は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

ハ. ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数Internal Loss Multiplier)はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

二. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

(10)出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「その他有価証券」については、定められたリスク量の範囲内で適切にリスク管理を行いながら有価証券運用を行うことを基本スタンスとして、「余裕金運用計画」で購入枠等を設定しております。運用計画については、資金運用委員会およびALM委員会で検討し、理事会の承認を受けております。期中の運用状況についても定期的に理事会に報告しております。

また、時価及び適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握につとめております。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号)に基づき、適切に処理するようつとめております。

(11)金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・社債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金・有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しております。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスク量は月次で計測・分析し、代表理事全員が参加する統合的リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会に報告しております。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRBB)について経済的価値の変動額である $\angle$ EVE及び金利収益の変動額である $\angle$ NIを四半期毎に計測しており、この計測結果も統合的リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会に報告しております。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

1. 「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる $\angle$ EVE及び $\angle$ NI並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2025年度末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.693年です。

(2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

(3)流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いております。(注)

(注)コア預金とは、明確な金利改定期間がなく預金者の要求によって随時払出される要求払預金のうち、払出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

(4)貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(5)複数通貨の集計方法及びその前提

IRBBについては、2025年度末において調達通貨及び運用通貨の全てが円建てであることから日本円を計測対象としております。

(6)スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮していません。

(7)内部モデルの使用等、 $\angle$ EVE及び $\angle$ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\angle$ EVE及び $\angle$ NIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\angle$ EVEは、前期末比で266百万円増加し、7,339百万円となりました。また、 $\angle$ NIは、前期末比で433百万円減少し、702百万円となりました。

(9)計測値の解釈や重要性に関する説明

$\angle$ EVEの計測値は、自己資本対比で9.689%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を下回っております。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる $\angle$ EVE及び $\angle$ NI以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1)金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としております。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しております。

(2)金利リスク計測の前提及びその意味(特に定量的開示の対象となる $\angle$ EVE及び $\angle$ NIと大きく異なる点)

VaRは、保有期間1年(240日間)、信頼区間片側99%、観測期間5年間(1200営業日)の条件のもとで分散共分散法により算出しております。

定量的開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク・アセットの額及び信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末(2025年度末)		前期末(2024年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	394,627	15,785	382,226	15,289
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)	335,647	13,425	337,586	13,503
ソブリン向け (注4)	25	1	80	3
金融機関向け	79,971	3,198	90,394	3,615
法人等向け	22,190	887	17,989	719
中堅中小企業等向け及び個人向け	78,151	3,126	77,602	3,104
抵当権付住宅ローン	136,794	5,471	134,069	5,362
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞エクスポージャー (注5)	3,679	147	3,865	154
その他 (注6)	14,833	593	13,583	543
証券化エクスポージャー (注7)	—	—	—	—
(うち再証券化)	(—)	(—)	(—)	(—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	58,980	2,359	44,640	1,785
リスク・スルー方式 (注9)	58,980	2,359	44,640	1,785
マンドート方式 (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式(250%) (注11)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%) (注11)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%) (注12)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法) (注13)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注14)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注15) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注16) (C)	17,840	713	17,493	699
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)+(C)	412,468	16,498	399,720	15,988

- (注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。
- エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しております。
- また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっております。
- なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっております。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値としております。
6. 「その他」は、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「リスク・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
9. 「リスク・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{リスク・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「マンドート方式」は、リスク・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
11. 「蓋然性方式」は、「リスク・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「フォールバック方式」は「リスク・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。
13. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。(CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。)
- 当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしております。
14. 中央清算機関関連エクスポージャーとは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャー(担保など例外を除く)です。
15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。標準的計測手法(注)を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
(注)標準的計測手法・・・BIC(事業規模要素)×ILM(内部損失乗数)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	当期末(2025年度末)	前期末(2024年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	17,840	17,493
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	713	699
BIの額	11,893	11,662
BICの額	1,427	1,399

(2)信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

〈地域別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分		合 計											延滞 エクスポージャー (注3)		
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末
国 内		941,777	957,165	415,091	409,656	107,721	77,461	—	—	—	—	418,963	470,048	3,644	3,594
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		941,777	957,165	415,091	409,656	107,721	77,461	—	—	—	—	418,963	470,048	3,644	3,594

〈業種別〉

(単位：百万円)

業種区分 エクスポージャー 区分		合 計												延滞 エクスポージャー (注3)	
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)			
		2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末
製造業		18,610	13,256	—	—	18,608	13,256	—	—	—	—	1	0	—	—
農業、林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		999	1,304	—	—	999	1,304	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		3,991	5,164	—	—	3,991	5,163	—	—	—	—	0	0	—	—
情報通信業		3,096	2,621	—	—	3,095	2,620	—	—	—	—	1	1	—	—
運輸業、郵便業		10,375	11,404	—	—	10,375	11,403	—	—	—	—	—	0	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業		4,688	3,606	—	—	4,687	3,605	—	—	—	—	0	0	—	—
金融業、保険業		410,569	460,680	—	—	3,989	2,928	—	—	—	—	406,579	457,751	—	—
不動産業、物品賃貸業		7,734	7,280	—	—	7,734	7,280	—	—	—	—	—	0	—	—
医療、福祉		460	463	460	463	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業		64	70	64	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体		52,452	28,923	—	—	52,282	28,793	—	—	—	—	170	130	—	—
個人		414,557	409,113	414,557	409,113	—	—	—	—	—	—	—	—	3,644	3,594
その他		14,175	13,275	9	8	1,956	1,103	—	—	—	—	12,210	12,163	—	—
合 計		941,777	957,165	415,091	409,656	107,721	77,461	—	—	—	—	418,963	470,048	3,644	3,594

〈残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 期間区分		合 計											
				貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
		2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末	2025 年度末	2024 年度末
期間の定めのないもの		51,472	54,771	29,139	29,240	—	—	—	—	—	—	22,332	25,530
1年以下		116,546	110,990	3,565	4,267	—	—	—	—	—	—	112,980	106,722
1年超3年以下		181,497	220,230	8,499	8,399	5,050	1,873	—	—	—	—	167,947	209,958
3年超5年以下		175,861	165,824	17,363	17,270	42,795	20,717	—	—	—	—	115,703	127,837
5年超7年以下		26,359	22,225	19,565	18,812	6,794	3,412	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下		52,735	38,265	34,913	34,074	17,821	4,191	—	—	—	—	—	—
10年超		337,304	344,858	302,044	297,591	35,259	47,267	—	—	—	—	—	—
合 計		941,777	957,165	415,091	409,656	107,721	77,461	—	—	—	—	418,963	470,048

(注)1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。

3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計です。

4. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	当期(2025年度)	0	0	—	0	0
	前期(2024年度)	7	0	—	7	0
個別貸倒引当金	当期(2025年度)	367	370	—	367	370
	前期(2024年度)	29	367	—	29	367
合 計	当期(2025年度)	367	371	—	367	371
	前期(2024年度)	37	367	—	37	367

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

債務者の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記しておりますのでご参照ください。

■個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

〈業種別〉

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	当期 2025年度	前期 2024年度	当期 2025年度	前期 2024年度	当期 2025年度	前期 2024年度	当期 2025年度	前期 2024年度	当期 2025年度	前期 2024年度	当期 2025年度	前期 2024年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	352	11	359	352	—	—	352	11	359	352	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	14	17	11	14	—	—	14	17	11	14	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	367	29	370	367	—	—	367	29	370	367	—	—

(注)当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

項 目	CCF（注2）・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（注3）
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
現金	5,386	—	5,386	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	52,151	—	52,151	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	300	—	300	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	257	—	257	—	25	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	399,819	—	399,819	—	79,963	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	—	300	—	60	20%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	54,942	117	54,942	11	22,190	40%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	108,722	70,617	108,722	19,001	78,151	61%
トランザクター向け	—	24,146	—	2,414	1,086	45%
不動産関連向け	283,340	—	283,340	—	136,794	48%
自己居住用不動産等向け	283,308	—	283,308	—	136,781	48%
賃貸用不動産向け	31	—	31	—	13	42%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	267	—	267	—	302	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	3,377	—	3,377	—	3,377	100%
取立未済手形	37	—	37	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	5	—	5	—	7	130%
合 計					320,821	

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

項 目	CCF（注2）・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（注3）
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
現金	5,481	—	5,481	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	28,615	—	28,615	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	308	—	308	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	807	—	807	—	80	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	451,934	—	451,934	—	90,386	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	47,669	110	47,669	11	17,989	38%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	108,848	71,312	108,848	18,906	77,602	61%
トランザクター向け	—	24,916	—	2,491	1,121	45%
不動産関連向け	277,928	—	277,928	—	134,069	48%
自己居住用不動産等向け	277,894	—	277,894	—	134,055	48%
賃貸用不動産向け	33	—	33	—	14	42%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	200	—	200	—	200	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	354	—	354	—	424	120%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	3,239	—	3,239	—	3,239	100%
取立未済手形	38	—	38	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	5	—	5	—	5	100%
合 計					324,007	

（注）1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことであり、

2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

項 目	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	5,386	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	52,151	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	257	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	399,819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	17,660	—	—	—	—	—	—	—	—	37,282	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,638	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,414	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,414	—	—	—	—
不動産関連向け	—	197	—	27,557	15,877	44,538	84	18,476	245	30,468	—	25	34,697	—	—	277
自己居住用不動産等向け	—	197	—	27,557	15,877	44,533	84	18,476	245	30,468	—	—	34,697	—	—	277
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	25	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞を除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	64,476	455	—	445,075	15,877	44,538	84	18,476	245	30,468	—	2,440	72,078	—	—	277

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

項 目	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,386
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52,151
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	399,819
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	54,954
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	118,671	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127,724
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,414
不動産関連向け	110,890	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	283,340
自己居住用不動産等向け	110,890	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	283,308
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	168	—	—	—	267
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	3,377	—	—	—	—	—	—	—	—	3,377
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
合 計	110,890	118,675	—	—	—	—	3,377	—	—	—	—	180	5	—	—	927,623

（注）1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。

3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

項 目	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	5,481	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	28,615	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	308	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	451,934	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	19,538	—	—	—	—	—	—	—	—	28,130	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,589	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,491	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,491	—	—	—	—
不動産関連向け	—	201	—	26,409	15,263	42,390	49	21,868	246	29,200	—	26	34,032	—	—	54
自己居住用不動産等向け	—	201	—	26,409	15,263	42,383	49	21,868	246	29,200	—	—	34,032	—	—	54
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	41,994	1,009	—	497,921	15,263	42,390	49	21,868	246	29,200	—	2,518	62,269	—	—	54

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

項 目	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,481
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,615
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	308
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	807
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	451,934
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	47,680
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	117,674	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127,755
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,491
不動産関連向け	108,179	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	277,928
自己居住用不動産等向け	108,179	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	277,894
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—	200
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	247	—	—	—	354
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	3,239	—	—	—	—	—	—	—	—	3,239
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
合 計	108,179	117,680	—	—	—	—	3,239	—	—	—	—	459	5	—	—	944,350

（注）1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	589,230	—	—	589,230
40%～70%	213,739	24,146	10%	216,154
75%	102,088	46,470	36%	118,675
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	3,377	—	—	3,377
105%～130%	—	—	—	—
150%	168	117	10%	180
250%	5	—	—	5
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	908,610	70,735	27%	927,623

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	620,743	—	—	620,743
40%～70%	199,730	24,916	10%	202,221
75%	101,265	46,395	35%	117,680
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	3,239	—	—	3,239
105%～130%	—	—	—	—
150%	448	110	10%	459
250%	5	—	—	5
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	925,432	71,422	26%	944,350

- (注)1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3)信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保 (注1)		保 証		クレジット・デリバティブ	
		当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		6,638	7,589	197	201	—	—
ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
金融機関向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		6,638	7,589	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	197	201	—	—
事業用不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー(注2)		—	—	—	—	—	—

- (注)1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(6)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項 目	当期末 (2025年度末)		前期末 (2024年度末)	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	5	5	5	5
その他	6,800	6,800	5,600	5,600
合 計	6,805	6,805	5,605	5,605

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しております。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しております。
3. 投資信託に含まれる出資等のエクスポージャーは含んでおりません。

■出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	当期 (2025年度)	前期 (2024年度)
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	0	0

(注)2024年度における「償却」の計数を修正再表示しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2025年度末において、出資等又は株式等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

2025年度末において、出資等又は株式等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	46,122	45,389
マウント方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8)金利リスクに関する事項

■IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
1	上方パラレルシフト	7,339	7,073	702	1,135
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,334	1,397		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,339	7,073	702	1,135
		ホ		ヘ	
		当期末(2025年度末)		前期末(2024年度末)	
8	自己資本の額	75,745		74,746	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的開示事項(11)金利リスクに関する事項 ロ. 金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。
3. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

業務実績

会員・出資金の内訳

区 分	2025年度末			2024年度末			
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合	
団体会員	会員	百万円	%	会員	百万円	%	
	1,728	4,687	98.44	1,802	4,693	98.38	
	民間労働組合	663	1,909	40.09	704	1,914	40.12
	民間以外の労働組合 及び公務員の団体	322	2,567	53.91	333	2,567	53.81
	生活協同組合	17	76	1.59	17	76	1.59
	その他の団体	726	133	2.79	748	135	2.83
個人会員	2,910	73	1.53	3,073	77	1.61	
合 計	4,638	4,761	100.00	4,875	4,770	100.00	

主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)		
項 目	2025年度	2024年度
業務粗利益	7,737	9,041
業務粗利益率	0.80%	0.93%
業務純益	1,306	2,809
実質業務純益	1,306	2,802
コア業務純益	2,708	3,441
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	2,708	2,964
資金運用収支	10,220	10,657
役務取引等収支	△1,361	△1,280
その他業務収支	△1,122	△335
資金運用勘定平均残高	965,848	970,278
資金運用収益(受取利息)	11,953	11,217
資金運用収益増減(△)額	736	924
資金運用利回り	1.23%	1.15%
資金調達勘定平均残高	900,495	906,901
資金調達費用(支払利息)	1,732	559
資金調達費用増減(△)額	1,173	370
資金調達利回り	0.19%	0.06%
資金調達原価率	0.90%	0.74%
資金利ざや	0.33%	0.41%
総資産経常利益率	0.21%	0.26%
総資産当期純利益率	0.13%	0.19%

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率

7. 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益(又は当期純利益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
(又は総資産当期純利益率)

貸出金等に関する指標

■貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位：百万円)		
項 目	2025年度	2024年度
手形貸付	3,385	2,840
証書貸付	379,128	371,863
当座貸越	10,900	10,958
割引手形	—	—
合 計	393,415	385,662

■貸出金の固定金利・変動金利別内訳残高

(単位：百万円)		
項 目	2025年度末	2024年度末
固定金利貸出金	53,831	54,913
変動金利貸出金	341,864	335,469
合 計	395,696	390,383

(注) 手形貸付、当座貸越は「固定金利貸出金」、固定金利選択型住宅ローンは「変動金利貸出金」としております。

■貸出金担保種類別内訳残高

(単位：百万円)		
項 目	2025年度末	2024年度末
当金庫預金積金	6,635	7,587
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	295,728	291,829
その他	—	—
小 計	302,364	299,416
保証	93,297	90,948
信用	34	17
合 計	395,696	390,383

■債務保証見返勘定の担保種類別内訳残高

(単位：百万円)		
項 目	2025年度末	2024年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小 計	—	—
保証	—	—
信用	1	1
合 計	1	1

■預貸率

(単位：%)		
項 目	2025年度	2024年度
預貸率(期末値)	44.52	43.39
預貸率(期中平均値)	43.69	42.52

■貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	2025年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
貸金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	85,278	21.55	82,673	21.17
カードローン	9,565	2.41	9,742	2.49
教育ローン	19,562	4.94	19,063	4.88
その他	56,149	14.18	53,867	13.79
福利共済資金	23	0.00	31	0.00
設備資金	464	0.11	465	0.11
運営資金	34	0.00	34	0.00
生協資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
住宅資金	309,896	78.31	307,179	78.68
一般住宅資金	—	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
合 計	395,696	100.00	390,383	100.00

■貸出金貸出先別・業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目		2025年度末		2024年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比
会員等		393,851	99.53	388,840	99.60
民間労働組合		125,652	31.75	122,446	31.36
民間以外の労働組合 及び公務員の団体		65,771	16.62	63,353	16.22
消費生活協同組合 及び同連合会		32,440	8.19	30,386	7.78
その他の団体		169,986	42.95	172,650	44.22
《間接構成員》		《393,809》	《99.52》	《388,798》	《99.59》
個人会員		1	0.00	3	0.00
会員外		1,845	0.46	1,543	0.39
預金積金担保貸出		182	0.04	198	0.05
その他		1,662	0.42	1,344	0.34
業 種 別 内 訳	製造業	—	—	—	—
	農業、林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	—	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊 業、飲食サービス業	—	—	—	—
	金融業、保険業	—	—	—	—
	不動産業、 物品賃貸業	—	—	—	—
	医療、福祉	457	0.11	460	0.11
	サービス業	23	0.00	27	0.00
	国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	1,181	0.29	856	0.21	
その他	—	—	—	—	
合 計		395,696	100.00	390,383	100.00

開示債権等の状況

■労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2026年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2025年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,259	1,324
危険債権	2,656	2,459
要管理債権	88	136
三月以上延滞債権	88	136
貸出条件緩和債権	—	—
小 計 (A)	4,004	3,919
保全額 (B)	4,003	3,918
担保・保証等による回収見込み額	3,632	3,551
貸倒引当金	371	367
保全率 (B)／(A)	99.97%	99.98%
正常債権 (C)	392,076	386,821
総与信残高 (D)=(A)+(C)	396,079	390,740
総与信残高に占める割合 (A)／(D)	1.01%	1.00%

(注)1. 金額は決算後(償却後)の計数です。

2. 金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」の対象となる債権

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保並びに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

預金に関する指標

■預金種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円)		
項 目	2025年度	2024年度
流動性預金	400,329	398,273
定期性預金	489,606	498,527
譲渡性預金	10,521	10,029
その他の預金	—	—
合 計	900,457	906,830

■定期預金の固定金利・変動金利別内訳残高

(単位：百万円)		
項 目	2025年度末	2024年度末
固定金利定期預金	480,284	493,512
変動金利定期預金	157	181
その他	—	—
合 計	480,442	493,693

■財形貯蓄残高

(単位：百万円、%)				
項 目	2025年度末		2024年度末	
	残 高	預金に占める割合	残 高	預金に占める割合
一般財形	97,450	10.96	102,228	11.36
財形年金	35,961	4.04	38,131	4.23
財形住宅	4,490	0.50	4,934	0.54
合 計	137,903	15.51	145,295	16.15

(注)「預金に占める割合」の分母となる預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)							
項 目	期間の定めなし	1年以内					合計
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超		
国債	2025年度末	—	—	38,933	6,476	4,215	49,625
	2024年度末	—	—	14,970	755	11,375	27,101
地方債	2025年度末	—	—	—	180	77	257
	2024年度末	—	—	—	189	84	274
短期社債	2025年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2025年度末	—	—	8,585	16,006	22,789	47,381
	2024年度末	—	—	7,515	6,318	28,796	42,630
貸付信託	2025年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2025年度末	67,719	757	2,258	421	—	71,156
	2024年度末	58,632	—	2,968	—	—	61,600
株式	2025年度末	5	—	—	—	—	5
	2024年度末	5	—	—	—	—	5
外国証券	2025年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2025年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
合 計	2025年度末	67,724	757	49,776	23,084	27,082	168,426
	2024年度末	58,637	—	25,454	7,262	40,256	131,611

(注)社債には公社公団債、事業債が含まれます。

■有価証券の種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円、%)				
項 目	2025年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	39,724	28.95	14,782	13.74
地方債	299	0.21	381	0.35
短期社債	—	—	—	—
社債	51,812	37.76	46,072	42.84
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	45,360	33.06	46,285	43.04
株式	5	0.00	5	0.00
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	137,203	100.00	107,527	100.00

(注)社債には公社公団債、事業債が含まれます。

■商品有価証券の種類別内訳(平均残高)

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

■預証率

(単位：%)		
項 目	2025年度	2024年度
預証率(期末値)	18.95	14.62
預証率(期中平均値)	15.23	11.85

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金としてお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2025年度末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

■売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)							
項 目		2025年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	4,996	5,001	4
	小計	—	—	—	4,996	5,001	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	38,933	38,185	△747	9,973	9,957	△16
	小計	38,933	38,185	△747	9,973	9,957	△16
合 計		38,933	38,185	△747	14,970	14,958	△12

(注) 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

■その他有価証券

(単位：百万円)

項 目		2025年度末			2024年度末		
		貸借 対照表 計上額	取得 原価	差 額	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	債券	—	—	—	681	680	0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	681	680	0
	その他	71,156	46,122	25,033	57,971	41,719	16,251
	小計	71,156	46,122	25,033	58,652	42,400	16,251
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	債券	58,330	68,560	△10,230	54,354	61,684	△7,330
	国債	10,692	12,937	△2,245	12,131	13,482	△1,351
	地方債	257	300	△42	274	300	△25
	社債	47,381	55,523	△7,942	41,948	47,902	△5,953
	その他	—	—	—	3,629	3,670	△40
	小計	58,330	68,560	△10,230	57,983	65,354	△7,370
合 計		129,487	114,683	14,803	116,636	107,755	8,880

(注)1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には公社公団債、事業債が含まれます。

3. 市場価格のない株式等は、本表には含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容
及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
非上場株式	5	5
合 計	5	5

(注)貸借対照表の「その他資産」の科目に、労働金庫連合会出資金等6,800百万円を計上しています。

金銭の信託の時価情報

金銭の信託は保有しておりません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

2025年度において、該当する取引はありません。

連結情報

連結対象となる子会社等は保有しておりません。

店舗・プラザおよびATMのご案内

(2026年7月1日現在)

	支店名	住所	電話番号	窓口営業時間		ATMお取り扱い時間
				平日	土曜・日曜	全日
新潟市	本店	新潟市中央区寄居町332番地38	025(228)1230	9:00～15:00	—	8:00～21:00
	新潟西支店	新潟市西区坂井砂山3丁目6番66号	025(260)8866	9:00～15:00	—	8:00～21:00
	ろうきんプラザ新潟西	ろうきん新潟西支店内	0120(394)505	9:00～17:00	9:00～17:00	—
	東新潟支店	新潟市中央区明石1丁目2番22号	025(241)1331	9:00～15:00	—	8:00～21:00
	ろうきんプラザ東新潟	ろうきん東新潟支店内	025(241)1660	9:00～17:00	9:00～17:00	—
	新潟南支店	新潟市中央区新光町19番地2	025(285)5311	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	山の下支店	新潟市東区秋葉1丁目1番1号	025(273)6181	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	新津支店	新潟市秋葉区美幸町2丁目463番	0250(23)0115	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	巻支店	新潟市西蒲区巻甲2214番地	0256(72)4161	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
佐渡・下越地区	佐渡支店	佐渡市東大通1294番地4	0259(57)3321	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	新発田支店	新発田市中央町3丁目2番2号	0254(22)3007	9:00～15:00	—	8:00～21:00
	ろうきんプラザ新発田	ろうきん新発田支店内	0254(22)3120	9:00～17:00	9:00～17:00	—
	村上支店	村上市小国町4番7号	0254(52)1251	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	中条支店	胎内市東本町23番35号	0254(44)8700	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	五泉支店	五泉市東本町2丁目9番2号	0250(42)1113	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	津川出張所	東蒲原郡阿賀町津川301番地 (生鮮の杜カオ内)	0254(92)5151	9:00～13:00	—	8:00～21:00
中越地区	加茂支店	加茂市番田4番6号	0256(53)2371	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	長岡支店	長岡市呉服町1丁目3番地35	0258(33)6318	9:00～15:00	—	8:00～21:00
	ろうきんプラザ長岡	ろうきん長岡支店内	0258(33)0222	9:00～17:00	9:00～17:00	—
	三条支店	三条市東三条2丁目15番20号	0256(34)3621	9:00～15:00	—	8:00～21:00
	ろうきんプラザ県央	ろうきん三条支店内	0256(46)0025	9:00～17:00	9:00～17:00	—
	燕支店	燕市井土巻字屋敷付163番地6	0256(64)3161	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	長岡北支店	長岡市新町3丁目2番6号	0258(34)5010	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	小千谷支店	小千谷市城内1丁目13番18号	0258(83)4555	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	柏崎支店	柏崎市駅前2丁目3番29号	0257(22)6155	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	十日町支店	十日町市寿町4丁目1番20	025(757)8300	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	六日町支店	南魚沼市六日町474番地2	025(773)2112	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
上越地区	直江津支店	上越市五智1丁目16番30号	025(543)4584	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	高田支店	上越市大手町1番24号	025(523)5454	9:00～15:00	—	8:00～21:00
	ろうきんプラザ上越	ろうきん高田支店内	025(521)0707	9:00～17:00	9:00～17:00	—
	新井支店	妙高市中央町7番2号	0255(73)7111	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00
	糸魚川支店	糸魚川市寺町3丁目9番22号	025(552)7107	9:00～11:30 12:30～15:00	—	8:00～21:00

※各営業店およびろうきんプラザの休業日につきましては、最寄りの店舗へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。
 ※ろうきんプラザは2026年10月5日より窓口営業時間の変更を予定しております。詳しくは最寄りの店舗へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。
 ※店頭でのご相談は、ホームページ内の「ご来店予約サービス」による事前申込みをお勧めしています。

インターネット 新潟支店 (※)	住所	フリーダイヤル	お問い合わせ受付時間	
				投資信託の制度・商品に 関するお問い合わせ
	新潟市中央区寄居町332番地38	☎0120(609)150	9:00～21:00 (1月1日～1月3日、システムメン テナンス時を除く)	平日9:00～17:00 (土日祝、12月31日～1月3日、 システムメンテナンス時を除く)

※インターネットバンキング取引を専用としたバーチャル店舗です。

◆代理店 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

店舗外ATMのご案内

(2026年7月1日現在)

所在地		設 置 場 所	お 取 扱 い 時 間		
			平 日	土 曜	日曜・祝日
新潟市	中 央 区	NTTプラザ	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～17:00
		県立がんセンター	9:00～18:00	－	－
		新潟市民病院	9:00～18:00	－	－
		万代シティ	7:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
		新潟県庁	7:00～19:00	－	－
	北 区	新潟市北区役所	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
		松浜(新潟市北出張所駐車場)	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	江 南 区	新潟市江南区役所(旧亀田支所)	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	南 区	新潟市南区役所(旧白根支所)	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
下越地区	佐 渡 市	両津(佐渡市役所両津支所駐車場)	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		厚生連佐渡総合病院	9:00～18:00	－	－
	新発田市	県立新発田病院	9:00～18:00	－	－
中越地区	長 岡 市	リバーサイド千秋	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
	燕 市	燕市役所	8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	見 附 市	見附市役所	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	柏 崎 市	柏崎市役所	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
	魚 沼 市	魚沼市生涯学習センター	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
上越地区	上 越 市	中田原(イーグルゴルフセンター)	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
		上越市役所	9:00～17:30	－	－
		県立中央病院	9:00～18:00	－	－
		直江津ショッピングセンター	10:00～20:00	10:00～19:00	10:00～19:00

索引(法定開示項目別)

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

- 金庫の概況及び組織に関する事項
 - 事業の組織……………19
 - 理事及び監事の氏名及び役職名……………18
 - 会計監査人の氏名又は名称……………19
 - 事務所の名称及び所在地……………52
 - 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に
関する事項……………52
- 金庫の主要な事業の内容……………14～17
- 金庫の主要な事業に関する事項
 - 事業の概況……………7
 - 主要な事業の状況を示す指標……………7
 - 事業の状況を示す指標
 - ①主要な業務の状況を示す指標……………48
 - ②預金に関する指標……………50
 - ③貸出金等に関する指標……………48～49
 - ④有価証券に関する指標……………50
- 金庫の事業の運営に関する事項
 - リスク管理の体制……………23～25
 - 法令遵守の体制……………20～21
 - 社会的役割の発揮と貢献活動……………8～13
 - 苦情等への対応……………22

5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表……………26～30
- (2) 損益計算書……………31
- (3) 剰余金処分計算書……………31
- (4) 自己資本の充実の状況……………32～47
- (5) 有価証券……………50～51
- (6) 金銭の信託……………51
- (7) 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引……51
(金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等)
- (8) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)……………39
- (9) 貸出金償却の額……………39
- (10) 会計監査人の監査……………31

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………49
2. 危険債権……………49
3. 要管理債権……………49
4. 正常債権……………49

金額、諸利回り・諸比率の表示方法のご案内

各表の金額、比率は原則として次のとおりとしています。

- 金額単位
 - (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
 - (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
 - (3) 増減額は各表上の単位未満を切り捨てた金額を使用しています。
- 諸利回り・諸比率
 - (1) 各表上の単位未満を切り捨てた金額を使用して算出しています。官庁報告に係る諸比率等は当該報告値をそのまま記載しています。
 - (2) 小数点第3位を切り捨てし、第2位までを表示しています。